

第2章 東京都の私学助成

第2章 東京都の私学助成

1 都における私学助成の変遷

都の私学助成は、古くは戦前の教職員給与費補助、あるいは終戦直後のいわゆる教育委託制度や戦災復旧資金貸付（ただし、昭和 21・24 年度は国が実施）などがあったが、現在の補助制度は、昭和 26 年の東京都私立学校教育助成条例（旧助成条例）の制定が起源といえる。

都においては、表 2－1 のとおり、昭和 30 年代以降各種の施策を実施してきたが、昭和 50 年の「私立学校振興助成法」の制定によって、都道府県が行う私立学校の経常的経費に対する補助について、国がその一部を補助できることになった。法の制定を受けて都は、昭和 53 年に旧助成条例の全文改正による「東京都私立学校教育助成条例」を制定し、以後私立高等学校等に対する経常的経費の 2 分の 1 補助の達成をはじめとする私学助成の大幅な充実が図られた。

【私立学校振興助成法】

昭和 45 年から、私立大学等に対する国の経常費補助、あるいは地方交付税制度による国の都道府県に対する財源措置が講じられていたが、昭和 40 年代後半の物価の急騰、人件費の増大等が私立学校の経営に深刻な影響を及ぼすようになったことを背景として、昭和 50 年、私立学校振興助成法（以下「振興助成法」という。）が制定された。

振興助成法は、私立学校の教育条件の向上及び在学する児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図り、私学の経営の健全化を図るものである。同法の制定により、私立大学等に対する経常費補助が、従前のいわゆる予算補助から法律補助になるとともに、都道府県に対する国庫補助の法的根拠が明確化された。また、私立学校法が改正され、公的助成に関する学校法人に対する業務、会計状況に関する報告、予算の変更及び役員の解職勧告権限についても振興助成法で定められることとなった。

このように、振興助成法の制定は、公費助成の法的保障によって、私立学校の健全な発達を図ろうとするものであり、私立学校法の制定以降、今日に至るまでの私立学校の歴史の中で、最も重要な意義をもつものであるといえる。

第2章 東京都の私学助成

＜表2-1＞私学助成の変遷

年 度	法 制 度 等	補 助 事 業
昭和21年度		* 私立学校建物戦災復旧資金貸付の実施 (21年度～26年度、21・24年度は国)
24	[私立学校法制定(24.12.15)]	
25	[私立学校法施行細則制定] 第一回都私立学校審議会	◎教職員待遇改善費補助の実施 (26年度から特別支援学校を含む。) * 私立学校教育研究費補助の実施
26	東京都私立学校教育助成条例施行(旧条例)	
27		* 産業教育施設設備整備費補助の実施
29	東京都育英資金貸付条例施行(29. 4. 1)	* 私立学校教職員共済組合費補助の実施
31		* 理科教育等設備整備費補助の実施
32	私立学校特別調査会答申	
33	東京都私立学校助成審議会設置(33. 4. 1)	
36		* 私立高等学校生徒急増対策補助事業の実施(～39年度)
38		◎需用費補助の実施 * 通信制高等学校経常費補助の実施
39		* 定時制等教育振興費補助の実施(～平成22年度)
41		* 私立学校退職手当補助の実施
43		* 入学支度金貸付制度創設
45	[私立大学等経常費補助制度創設] 助成方策協議会意見書提出(45.12.18)	* 進学奨励事業の実施
46		◎運営費補助の実施
47	第二次助成方策協議会意見書(47.12.26)	* 私立幼稚園園児保護者負担軽減事業費補助の実施
48		* 特別奨学金制度創設
49		◎私立学校経常費補助制度創設(待遇改善費を統合)
50	[私立高等学校等経常費助成費補助金制度創設(国庫補助)] [私立学校振興助成法制定](50.7.11)	
53	東京都私立学校助成条例全部改正(53. 3.31)	
55		◎私立学校経常費補助人頭割を特別運営費補助とする。 * 私立高等学校生徒急増対策事業費補助の実施(～58年度)
56	(財)東京都私立学校教育振興会の設立(56. 6. 1)	* 私立学校教育振興資金融資利子補給事業の実施
57	助成条例制定直接請求に係る都議会臨時会(57. 2. 8～10)	* 幼稚園園児急減対策融資利子補給事業の実施(～61年度) * 幼稚園園児急減対策事業費補助の実施 * 産業教育施設設備整備費補助と理科教育等設備整備費補助を統合し、産業・理科教育施設設備整備費補助として再構築
58		* 幼稚園心身障害児教育事業費補助の実施
59		* 進学奨励貸付事業の実施 * 私立専修学校教育振興費補助の実施 * 専修学校施設整備費補助の実施
62		* 私立幼稚園教育振興事業費補助の実施 * 私立幼稚園振興対策利子補給(～8年度)
63		* 私立学校アスベスト対策資金緊急貸付の実施(63・元年度)

第2章 東京都の私学助成

年 度	法 制 度 等	補 助 事 業
平成元年度	私立学校助成審議会より新たな補助制度についての答申	* 私立専修学校専門課程研究用図書等整備費補助の実施
2		◎高・中・小について標準的運営費方式を導入
7		* 私立外国人学校教育運営費補助の実施
8		* 私立高等学校老朽校舎改築促進事業の実施(～12年度) * 私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助に所得制限を導入 ◎幼稚園について標準的運営費方式を導入
13		* 私立学校情報教育推進補助の実施(～14年度) * 私立学校非常通報装置(学校110番)整備事業補助の実施(13年度のみ)
14		* 私立幼稚園預かり保育推進補助の実施 * 私立高等学校都内生就学促進補助の実施
15	(財)東京都私立学校教育振興会は、(社)東京都私学退職金社団と統合し、(財)東京都私学財団に名称変更(15.4.1)	* 私立学校安全対策促進事業費補助の実施 * 私立専修学校障害児(者)教育事業費補助(現:私立専修学校特別支援教育事業費補助)の実施
16		* 私立専修学校第三者評価等促進事業補助の実施
17	東京都育英資金貸付条例全部改正(17.3.31)	* 私立専修学校教育設備整備費補助と私立専修学校専門課程研究用図書等整備費補助を統合し、私立専修学校教育設備等整備費補助として再構築 * 育英資金貸付事業を17年度新規貸付分から(財)東京都私学財団へ移管(育英資金事業費補助の創設) * 私立学校施設環境整備事業費補助の実施(補正予算、～22年度)
18	[教育基本法全部改正]	
19	[教育三法の一部改正]	* 認定こども園運営費等補助の実施 * 私立専修学校教育設備等整備費補助に事業を追加し、私立専修学校教育環境整備費補助として再構築 * 私立学校麻しん緊急対策事業費補助の実施(19年度のみ)
21	東京都高等学校等生徒修学支援基金条例制定(21.12.24)	* 私立学校地上デジタルテレビ整備費補助の実施(～23年度) * 私立学校省エネ設備等導入モデル事業費補助の実施 * 認定こども園等運営費等補助に事業を追加し、認定こども園の事業費補助、整備事業費補助及び研修支援補助を実施(安心こども基金事業、補正予算、研修支援補助は22年度まで) * 私立幼稚園等環境整備費補助の実施(安心こども基金事業、補正予算、～22年度)
22	[公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律制定]	* 私立高等学校等就学支援金の創設 * 私立学校安全対策促進事業費補助に事業を追加し、緊急地震速報整備費補助を実施(22年度のみ) * 私立幼稚園等就園奨励特別補助の実施
23	東京都高等学校等生徒修学支援基金条例一部改正 (財)東京都私学財団が(公財)東京都私学財団に移行(23.4.1)	* 私立高等学校等就学支援金の実施に伴い、定時制教育振興費補助を特別奨学金制度に統合 * 私立学校施設環境整備事業費補助を私立学校安全対策促進事業費補助に統合 * 私立学校ICT整備費補助の実施(～25年度) * 私立高等学校等就学支援金学校事務費補助の実施 * 私立学校防災用品緊急整備事業費補助の実施(補正予算、～24年度) * 私立学校被災生徒等臨時支援金の実施(補正予算) * 私立学校被災生徒等授業料等減免補助の実施(補正予算) * 私立専修学校・各種学校被災生徒等授業料等減免補助の実施(補正予算) * 私立学校省エネ設備等導入モデル事業費補助を時限で拡充(補正予算)

第2章 東京都の私学助成

年 度	法 制 度 等	補 助 事 業
平成25年度		*私立高等学校海外留学推進補助の実施 *私立学校安全対策促進事業費補助に事業を追加し、非構造部材耐震対策工事補助を実施 *私立幼稚園防災備蓄倉庫整備費補助の実施(25年度のみ) *私立幼稚園等環境整備費補助の実施(安心こども基金事業、補正予算)
26	[[公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律]が[高等学校等就学支援金の支給に関する法律]に一部改正]	*私立高等学校等就学支援金に所得制限を導入 *私立幼稚園預かり保育推進補助に事業を追加し、幼稚園における長時間預かり保育支援事業(国事業)を実施 *私立高等学校等奨学金給付金事業費補助の実施
27	[子ども・子育て支援新制度施行(27.4.1)]	*私立学校ICT教育環境整備費補助の実施(～29年度) *私立学校外国語指導助手活用事業費補助の実施 *認定こども園運営費等補助事業を見直し、認定こども園整備費等補助として実施 *私立幼稚園等施設型給付費負担金の創設 *私立幼稚園等一時預かり事業費補助の実施 *私立幼稚園等特色教育等推進補助の実施 *認定こども園新制度移行支援特別補助の実施(～28年度) *私立専修学校修学支援実証研究事業費補助の実施(～5年度) *私立学校安全対策促進事業費補助に事業を追加し、防災力向上事業(～30年度)及び学校安全推進事業(～28年度)を実施
28		*私立学校省エネ設備等導入事業費補助の本格実施(～2年度) *私立学校外国語科教員海外派遣研修事業費補助の実施
29		*私立幼稚園特別支援教育事業費補助の拡充 *私立専修学校特別支援教育事業費補助の拡充 *私立高等学校等特別奨学金補助の拡充 *私立幼稚園等一時預かり事業費補助の拡充 *私立高等学校外部検定試験料補助の実施 *私立高等学校等入学支度金貸付利子補給の拡充 *私立小中学校等就学支援実証事業の実施(～3年度)
30		*私立高等学校等特別奨学金補助の通信制高校への拡充 *私立学校ICT教育環境整備費補助の延長及び補助限度額拡充 *私立幼稚園等一時預かり事業費補助の拡充 *私立学校教員海外派遣研修事業費補助の対象学科拡充 *私立専修学校職業実践専門課程推進補助の実施 *私立幼稚園等自然体験支援事業費補助の実施(30年度のみ) *私立学校安全対策促進事業費補助に事業を追加し、ブロック塀等の安全対策を実施(補正予算)
令和元年度	[大学等における修学の支援に関する法律制定] [子ども・子育て支援法の一部を改正する法律施行(元.10.1)]	*幼児教育の無償化の実施(元年度10月～) *私立幼稚園等施設等利用費負担金の創設(元年度10月～) *私立学校ICT教育環境整備費補助の延長 *私立幼稚園等一時預かり事業費補助の拡充 *私立幼稚園等環境整備費補助に事業を追加し、新型コロナウイルス感染症対策支援事業を実施(既定予算で対応)
2		*私立専修学校授業料等減免費用負担金の創設 *私立高等学校等就学支援金の拡充 *私立高等学校等特別奨学金の拡充 *私立学校安全対策促進事業費補助に事業を追加し、新型コロナウイルス感染症対策支援事業を実施(補正予算) *私立幼稚園等環境整備費補助を拡充し、新型コロナウイルス感染症対策支援事業を実施(補正予算)

第2章 東京都の私学助成

年 度	法 制 度 等	補 助 事 業
3		* 私立特別支援学校等経常費補助の拡充 * 私立学校安全対策促進事業費補助に事業を追加し、空調設備整備費補助を実施 * 私立学校省エネ設備等導入事業費補助の拡充 * 私立学校ICT教育環境整備費補助を拡充し、私立学校デジタル教育環境整備費補助に名称変更 * 私立幼稚園等環境整備費補助に事業を追加し、教育水準向上に取り組む幼稚園への支援を実施(～5年度) * 私立高等学校等特別奨学金補助に事業を追加し、新たに都認可外通信制授業料軽減助成を実施 * 私立学校安全対策促進事業費補助に事業を追加し、私立学校PCR検査等委託事業を実施(既定予算・補正予算で対応)
4		* 私立学校デジタル教育環境整備費補助を拡充し、高校段階における一人1台端末整備促進のための支援を実施 * 私立幼稚園等施設型給付費負担金の拡充、私立幼稚園等教育体制支援事業費補助を創設し、幼稚園教諭等の処遇改善のための支援を実施 * 私立学校安全対策促進事業費補助に事業を追加し、私立幼稚園等における送迎バス等安全対策支援事業(～5年度)を実施(補正予算)
5		* 私立学校安全対策促進事業費補助に事業を追加し、防災力向上事業(～7年度)を実施 * 私立中学校等特別奨学金補助の創設
6		* 私立専修学校授業料等減免費用負担金の拡充(中間所得層まで ※多子世帯・理工農系学科に限る) * 私立高等学校等特別奨学金補助の拡充(所得制限撤廃) * 私立中学校等特別奨学金補助の拡充(所得制限撤廃)
7		* 私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助の拡充(第一子無償化) * 私立学校教員海外派遣研修事業費補助の対象拡充 * 私立幼稚園等教育体制支援事業費補助の拡充(上限撤廃) * 私立専修学校授業料等減免費用負担金の拡充(多子世帯無償化) * 私立学校デジタル教育環境整備費補助の拡充(購入経費上限の引き上げ) * 私立学校教員向け奨学金返還支援制度の創設

注) ◎は経常費補助に関する事項。 □ は国に関する事項。

2 都の私学助成事業

都の私学助成事業は、根拠法令等に基づき行われている。その体系は図2-1のとおりである。

また、助成事業は、補助金の目的や助成方法などにより様々な捉え方があるが、事業の性質に着目して整理した場合、大きく三つに分類される（表2-2参照）。

一つ目は、「学校運営に関する助成」である。これには、私立学校経常費補助がある。この補助は、教育条件の維持・向上、修学上の経済的負担の軽減、学校経営の健全化を目的とするいわば包括的補助制度である。補助対象経費は、学校の運営に要する経常的経費で、都では平成2年度から、都内公立学校の教育費の実績値を用いた標準的運営費方式を採用（高等学校・中学校・小学校）し、補助を行っている。対象学校種は、私立の高等学校、中学校、小学校、幼稚園（学校法人立及び学校法人化志向園）及び特別支援学校であり、令和7年度予算の合計は約1,342億円と、学校運営に関する助成予算の約83%を占めており、都の私学助成の基幹的制度といえる。

なお、個人立幼稚園（学校法人化志向園を除く。）のように経常費補助の対象にならない学校等に対しては、地方自治法第232条の2に基づき都単独の運営費補助を行っている。

その他、施設設備整備等に関する補助がある。この補助は、私立学校における教育効果を高めるための新たな教育設備・機器等の導入や、児童・生徒が安全に教育を受けられる環境の整備を目的としている。これには、国及び都が行う補助のほかに私学財団が行う補助がある。また、私学財団では全学校種に対して、教育環境の整備のための長期で低利な資金の貸付事業を行っている。

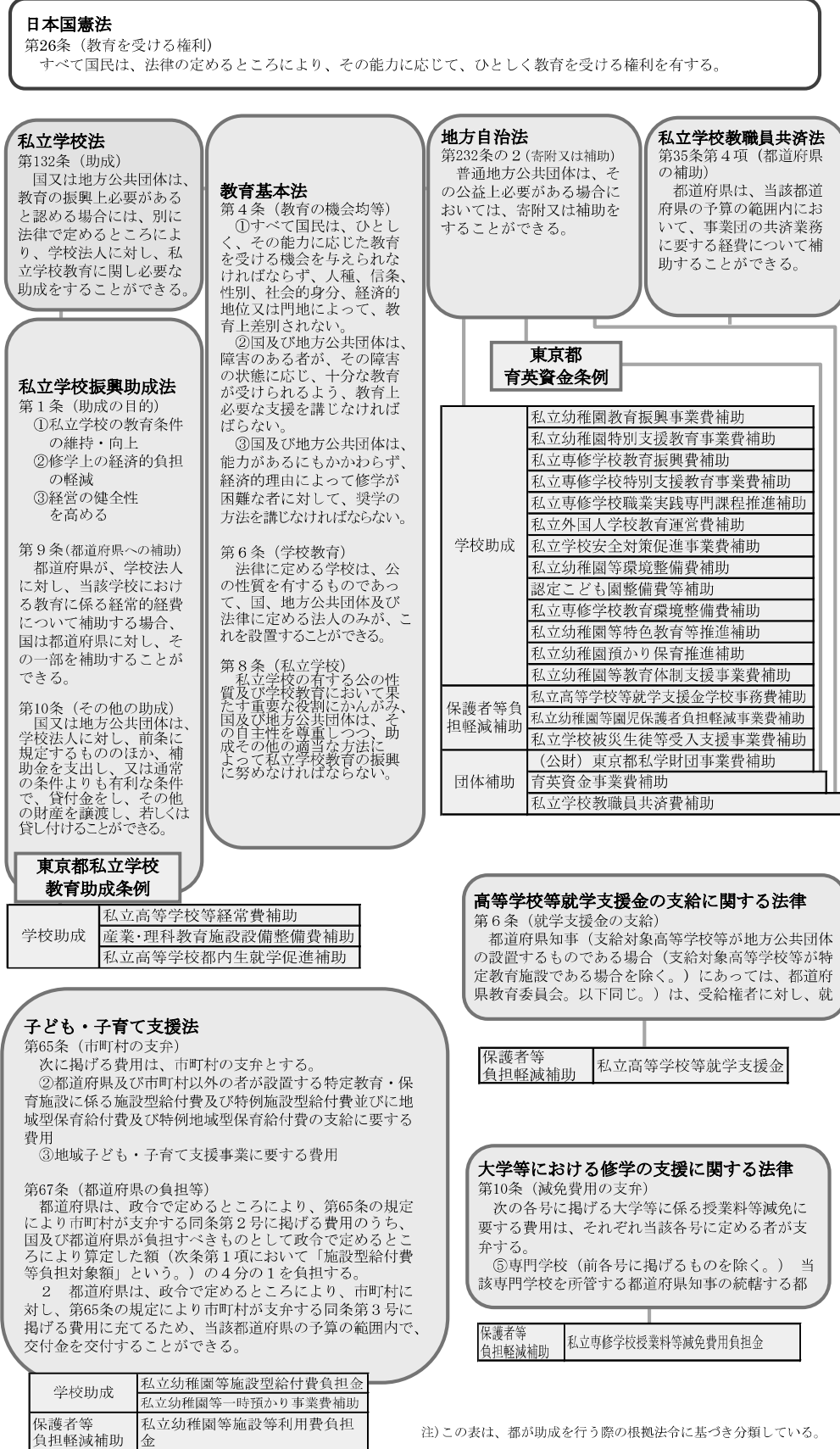
二つ目は、「保護者負担軽減に関する助成」である。私立高等学校等就学支援金、私立高等学校等授業料軽減助成、私立高等学校等奨学給付金、私立中学校等特別奨学金、入学支度金貸付、私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助などがある。保護者の経済的負担の軽減、奨学等を目的として、保護者に補助又は貸付を行う事業であり、私学財団や区市町村などが行う場合は、都はこれらの団体に対して補助している。

三つ目は、私学財団等の団体を通して行われている「教職員の福利厚生等に関する助成」である。私立学校の教職員の退職資金事業は私学財団が、また、共済事業等は日本私立学校振興・共済事業団が行っており、都は各団体に対して掛金等の一部を補助している。

その他関連事業として、国公私立高等学校等への奨学制度である育英資金貸付制度がある。

また、令和7年度からは、東京の持続可能性を支える人材の確保のため、私立学校教員向け奨学金返還支援制度を創設する。具体的には、都内私立の幼稚園、小中高等学校、特別支援学校に採用された教員の貸与奨学金の返還金の補助を行う。

＜図2-1＞都における私学助成の法体系



注) この表は、都が助成を行う際の根拠法令に基づき分類している。

<表2-2>東京都の私学助成等の事業概要（1）

事業名		事業の目的	根拠	交付対象	補助対象学校種													特定財源	令和7年度予算			備考
					高校			高等専門学校	中学校	小学校	幼稚園等			特別支援学校	専修学校	各種学校	額 (千円)		増減率 (%)	補助額の算定方法		
					全日制	定時制	通信制				認可園等※8 学校法人立	個人立等 志向他	施設型給付園								類似施設	
経常費補助	(1)私立高等学校経常費補助	私立学校の教育条件の維持向上・保護者の経済的負担の軽減・経営の健全化	条	学校法人													一部国庫 (文部科学省)	74,270,538	7.3%	一般補助（補助標準額×評価係数）＋特別補助（授業料減免制度等7項目）		
	(2)私立中学校経常費補助															31,396,921		4.3%				
	(3)私立小学校経常費補助															8,443,428		5.5%				
	(4)私立幼稚園経常費補助															17,093,247		3.0%				
	(5)私立特別支援学校等経常費補助															2,866,250		3.4%	補助単価×対象生徒数＋特別補助			※
	(6)私立通信制高等学校経常費補助																	144,773	12.7%			(広域) 補助単価×都内生徒数
運営費補助	(7)私立幼稚園教育振興事業費補助	都民の幼児教育の場の確保・教育条件の維持向上・私立幼稚園の経営の健全化	要綱	設置者												無	550,307	△10.7%	一般補助（幼稚園割＋学級割＋本務教職員割＋幼児割）×評価係数＋特別補助（地域教育事業補助等6項目）			
	(8)私立幼稚園特別支援教育事業費補助	障害児の就園奨励													614,656		△10.6%	補助単価×対象園児数				
	(9)私立専修学校教育振興費補助	教育条件の維持向上・保護者の経済的負担の軽減・私立専修学校の経営の健全化													651,126		8.8%	一般補助〔学校割＋（生徒割×評価係数）〕＋特別補助（授業料減免）				
	(10)私立専修学校特別支援教育事業費補助	障害児(者)の就学奨励													201,429		3.4%	補助単価×対象生徒数				
	(11)私立専修学校職業実践専門課程推進補助	職業教育の質の向上・専門人材の育成教育の推進													371,375		△3.0%	補助単価×生徒数				
	(12)私立外国人学校教育運営費補助	外国人学校の教育条件の維持向上・保護者の経済的負担の軽減															89,805	△1.7%	学校割（補助単価）＋生徒割（補助単価×都在住外国人生徒数）			
施設・設備等補助 学校運営に関する助成	(13)私立学校安全対策促進事業費補助	学校の防災機能の強化等	要綱	設置者 財団→設置者												無	1,231,284	△5.1%	補助対象経費の4/5又は2/3以内。非構造部材は2/3又は1/2以内。 (但し、国庫補助対象事業については国庫補助額も含む)			
		アスベスト対策の実施		設置者													15,447	△66.1%			国庫補助対象事業 補助対象経費の1/3以内 国庫補助対象外事業 補助対象経費の1/2以内	
		体育館への空調設備導入補助により、児童・生徒等の安心・安全な教育環境の確保を促進 発災時に児童・生徒等の安全を確保するために必要な水・食料等の備蓄に要する経費を補助		財団→設置者													112,930	△2.1%			補助対象経費の1/2以内	
	(14)私立学校省エネ設備等導入事業費補助	私立学校のCO ₂ 排出量削減の促進		財団→設置者											401,257		△1.9%	補助単価×対象生徒数				
	(15)私立学校デジタル教育環境整備費補助	I C T機器、校内無線LAN、校務支援システム等の環境整備		財団→学校法人											2,062,868		0.0%	補助対象経費の2/3以内 (但し、国庫補助対象事業については国庫補助額も含む)				
	(16)産業・理科教育施設設備整備費補助	産業・理科教育の振興		条	学校法人										※上段:産振 ※下段:理振						3,840,542	5.7%
														2,840	△66.6%	国庫補助金と同額以内						
														36,105	△22.3%	国庫補助金の1/2以内						
	(17)私立幼稚園等環境整備費補助	遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の整備	要綱	設置者												一部国庫 (文部科学省)	110,338	△6.7%	補助対象経費の1/2又は1/3以内	※5		
		園務改善のためのI C T化促進													14,750		△49.2%	補助対象経費の3/4以内	※4 ※5			
	(18)認定こども園整備費等補助	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進		区市町村 →設置者											579,866		19.7%		※3 ※5 ※8			
	(19)私立専修学校教育環境整備費補助	専修学校の教育環境等の充実		財団→設置者														無	526,616	0.7%	補助対象経費の1/2以内	
設置者																						
その他補助	(20)私立高等学校都内生就学促進補助	都内公立中学校卒業生の私立高校への入学促進	条	学校法人												無	485,089	0.5%	生徒割（補助単価×対象生徒数）＋学校割（＝補助単価）	※6		
	(21)私立学校グローバル人材育成支援事業費補助	私立高等学校が行う留学に参加する生徒の経済的負担の軽減	要綱	財団→保護者													733,172	0.6%	海外留学期間に応じた基準額×参加生徒数			
		J E Tプログラムを活用し、外国青年を雇用した学校に対し、報酬等の経費を補助		財団→学校法人													1,025,058	1.3%	各学校法人における補助対象経費			
		指導力向上を目的とした教員海外派遣研修を支援															30,310	△1.6%	補助単価×対象教員数			
		私立高等学校が行う英語の外部検定試験料の負担の軽減															359,973	7.7%	各補助単価×各対象生徒数			
	(22)私立幼稚園等施設型給付費負担金	幼稚園等の教育・保育に要する費用の一部を負担	子法	区市町村 →設置者											9,260,683		22.9%	施設型給付費（全国統一）×1/4＋施設型給付費（地方単独）×1/2				
	(23)私立幼稚園等教育体制支援事業費補助	幼稚園教諭等の処遇改善に要する費用の一部を補助	要綱	設置者											一部国庫 (文部科学省)	483,963	△29.8%	補助対象経費の1/2又は3/4以内				
	(24)私立幼稚園等特色教育等推進補助	特色ある幼児教育等の推進	要綱	設置者											一部国庫 (文部科学省)	64,003	20.4%	各事業ごとの補助単価を適用	※2			
	(25)私立幼稚園等一時預かり事業費補助	多様な保育ニーズへの対応	子法	区市町村 →設置者											無	2,069,745	14.7%	園児一人当たり日額×利用園児数×実施日数×1/3				
	(26)私立幼稚園預かり保育推進補助	多様な保育ニーズへの対応	要綱	設置者											一部国庫 (文部科学省)	913,570	4.0%	預かり時期（時間）に応じた預かり園児数毎の補助単価を適用				
区市町村において、長時間預かり保育を行う幼稚園の体制整備		区市町村 →設置者										幼稚園			2,304	△33.3%	対象園児の年齢に応じた補助単価の1/4以内					
(27)私立学校教育振興資金融資利子補給		私学財団の融資事業の利子・利差補給（私立学校の利子負担の軽減）		財団											無	250,560	11.9%	財団の貸付原資の借入残額×4%以内				

＜表2－2＞東京都の私学助成等の事業概要（2）

事業名		事業の目的	根拠	交付対象	補助対象学校種												特定財源	令和7年度予算			備考	
					高校			高等専門学校	中学校	小学校	幼稚園等			特別支援学校	専修学校	高等課程		一般課程	各種学校			
					全日制	定時制	通信制				認可園等※8	人立等	施設型給付園							志向園		その他
保護者負担軽減に関する助成	(28)私立高等学校等就学支援金	保護者の経済的負担の軽減（所得制限なし）	法	設置者 （生徒の代理）						←1～3年			高等部→					国庫 （文部科学省）	23,191,369	△1.4%	各補助単価×各対象生徒数	※7 ※10
	(29)私立高等学校等就学支援金学校事務費補助	私立高等学校等就学支援金に係る事務費負担の軽減	要綱	設置者													無	336,832	△45.9%	生徒割（補助単価×対象生徒数）＋学校割（＝補助単価）	※7	
	(30)私立高等学校等特別奨学金補助	保護者の経済的負担の軽減（所得制限あり（ただし、一部の保護者については所得制限なし））		都、財団 → 設置者、 保護者					←1～3年			高等部→				←1～3年		64,250,851	7.2%	各補助単価×各対象生徒数	※9	
	(31)私立高等学校等奨学給付金事業費補助	保護者の経済的負担の軽減（所得制限あり）		都、財団 →保護者													一部国庫 （文部科学省）	1,946,334	25.8%	各補助単価×各対象生徒数	※7 ※11	
	(32)私立中学校等特別奨学金補助	保護者の経済的負担の軽減（所得制限あり）		財団								中等部→					無	8,578,074	6.1%	各補助単価×各対象生徒数		
	(33)私立高等学校定時制及び通信教育振興奨励費補助	生徒の修学条件の改善		財団 →学校法人													無	2,146	8.5%	教科書・学習書・給与費 補助対象経費の1/2以内		
	(34)私立高等学校等入学支度金貸付利子補給	保護者の経済的負担の軽減（所得制限なし）		財団 →設置者									高等部→				←3年制	無	8,360	△10.1%	財団の貸付原資借入額×借入金利	
	(35)私立幼稚園等施設等利用費負担金	保護者の経済的負担の軽減（所得制限なし）	子法	区市町村 →保護者													無	5,659,233	△16.3%	各補助単価×各対象園児数		
	(36)私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助	保護者の経済的負担の軽減（所得制限なし）	要綱	区市町村 →保護者														3,668,907	20.4%	（各補助単価×各対象園児数）＋事務費	※14	
		保護者の実費徴収に係る経済的負担の軽減（所得制限あり）														140,752		△4.6%	各補助単価×各対象園児数			
	(37)私立専修学校授業料等減免費用負担金	経済的に困窮する専門学校生の修学機会の確保	大法	設置者 （生徒の代理）													一部国庫 （文部科学省）	7,654,566	12.9%	補助単価×対象生徒数		
	(38)私立学校被災生徒等受入支援事業費補助	被災生徒等の保護者の経済的負担の軽減	要綱	保護者													一部国庫 （文部科学省）	171	0.0%	定額分×12月×対象生徒数＋実費額分	※12	
被災生徒等の就学機会の確保		設置者 （生徒の代理）														1,471		△0.4%	補助対象経費の10/10以内 専修学校（専門・一般課程）と各種学校は補助対象経費の2/3以内	※12 ※13		
教職員の福利厚生等に関する助成	(39)私立学校退職手当補助	財団の退職金掛金事業の負担軽減	要綱	財団												無	4,226,700	0.2%	標準給与月額×12月×36/1000			
	(40)私立学校教職員共済費補助	私立学校振興・共済事業団の掛金等事業の負担の軽減		私立学校振興・ 共済事業団													2,027,482	2.4%	標準給与月額×12月×8/1000			
	(41)私立学校教育研究費補助	私立学校教職員の資質向上・教育内容の充実		財団														72,905	0.0%	学校研究費（研究経費の80%以内）＋団体研究費等（事業別に算定）		
育英資金	(42)育英資金事業費補助	経済的に修学が困難な生徒・学生に対する奨学金の貸付（所得制限あり）	育条	財団 →生徒									高等部→			一部国庫 （文部科学省）	265,528	9.8%	貸付原資総額（各貸付月額×12×各対象生徒数）－返還金収入	※12		

注1）「根拠」欄の記号 条：私立学校振興助成法→東京都私立学校助成条例→要綱 要綱：地方自治法232条の2→要綱 法：高等学校等就学支援金の支給に関する法律
育条：地方自治法232条の2→東京都育英資金条例→要綱 子法：子ども・子育て支援法→要綱 大法：大学等における修学の支援に関する法律

注2）「補助対象学校種」欄の記号  →都から学校への補助  →都から私学財団等へ、財団等から学校又は保護者への補助  →都から区市町村へ、区市町村から学校又は保護者への補助

注3）「交付対象」「設置者」は学校法人のほか個人も含む。また、一部都から学校への補助も含む。

注4）財団事業の補助額は事務費を含む（私立学校退職手当補助を除く）。

- 注5）「備考」
- ※1 特別支援学校、特別支援学級を置く小学校若しくは中学校及び障害児が就園する学校法人立の幼稚園（志向園含む）及び幼保連携型認定こども園。特別補助は特別支援学校のみ。
 - ※2 平成27年3月31日時点で現に存する私立幼稚園及び私立幼保連携型認定こども園に限る。
 - ※3 補助対象には、幼稚園型認定こども園（並列型・年齢区分型）を構成する認可外保育施設も含む。 ※4 学校法人立に限る。
 - ※5 一部、教育支援体制整備事業費交付金を財源とする ※6 定時制は昼間定時制のみ。 ※7 専修学校及び各種学校は文部科学大臣が指定するもののみ。
 - ※8 一部、保育対策総合支援事業費補助金を財源とする。 ※9 都認可外通信制高校は都から保護者へ交付。 ※10 補助額には私学財団の事務費を含む。
 - ※11 私立高等学校等学び直し支援金・専攻科支援金を含む。私立高等学校等学び直し支援金の補助対象学校種は、私立高等学校等就学支援金と同様。
 - ※12 全部又は一部、被災児童生徒就学支援等事業交付金を財源とする。 ※13 東日本大震災以外の大規模災害対応分は、幼稚園及び幼保連携型認定こども園を除く。
 - ※14 各種学校は「地域における小学校就学前の子供を対象とした多様な集団活動事業」の利用支援においてのみ対象。

(1) 学校運営に関する助成**〔経常費補助〕**

- 1 私立高等学校経常費補助 2 私立中学校経常費補助 3 私立小学校経常費補助**
4 私立幼稚園経常費補助 5 私立特別支援学校等経常費補助 6 私立通信制高等学校経常費補助

ア 目的と概要

経常費補助は、①私立学校の教育条件の維持向上、②児童生徒の修学上の経済的負担の軽減、③私立学校の経営の健全性を高めるため、私立学校を設置する学校法人に対し、その教育活動に要する経常費の一部を補助するものである。この補助は、以下のとおり学校種によって事業を分けている。なお、大学や短期大学については文部科学省所轄となっているため、都では補助金を交付していない。

① 高等学校（全日制・定時制）、中学校、小学校

平成2年度から、都内の公立学校の経常費の実績値を基に私立学校の標準的運営費を算出し、その1/2の額を予算総額とする標準的運営費方式を採用している。

② 幼稚園

平成8年度から、都内の学校法人立幼稚園の決算値を基に物件費関係の単価を算出し、あわせて公立教員の適用給料表から人件費単価を導き、その1/2の額を予算総額とする標準的運営費方式を採用している。

③ 特別支援学校等

私立の特別支援学校、特別支援学級を置く小学校若しくは中学校及び障害児が在園している学校法人立の幼稚園等を対象に補助している。

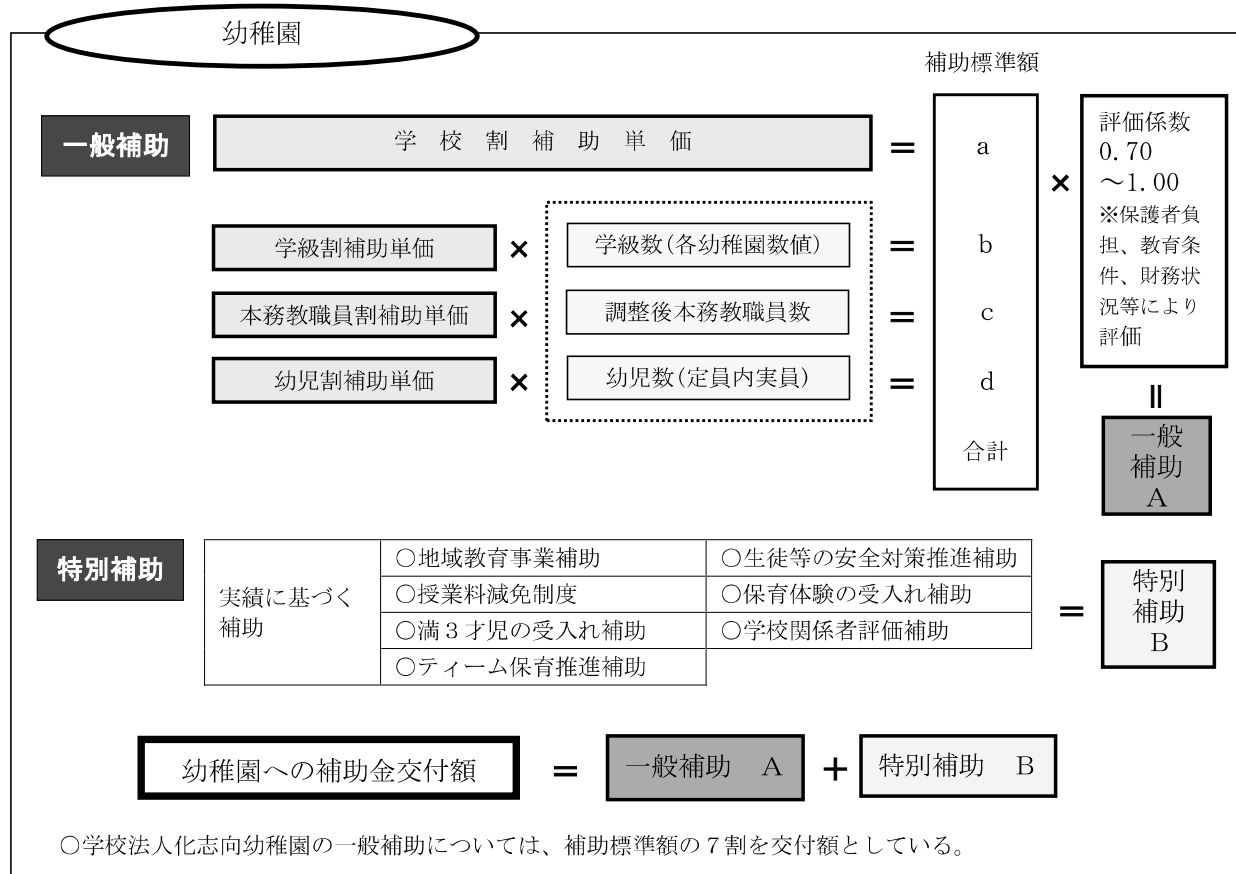
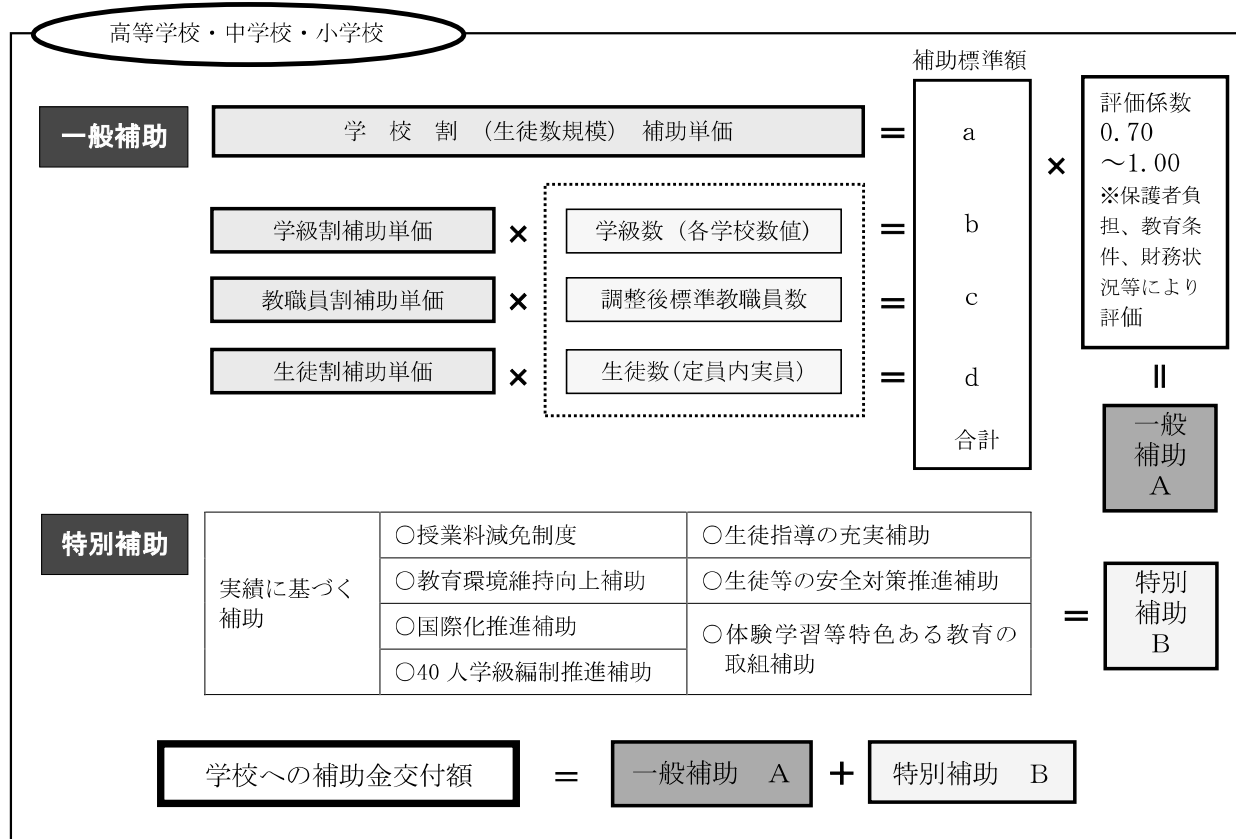
④ 通信制高等学校

通信制の課程を置く私立高等学校に対し補助している。

私立の高等学校、中学校、小学校及び幼稚園に対する経常費補助の各学校への配分基準及び令和6年度の補助単価は図2-2、表2-3のとおりであり、また、その算定方法等については、毎年、東京都私立学校助成審議会に諮問し、その審議を経ている。

第2章 東京都の私学助成

＜図2-2＞令和6年度経常費補助金配分基準



＜表2－3＞令和6年度私立学校経常費補助金単価表

一 般 補 助													
(単位:円)													
学 校 種	学校割 ※			学級割				教職員割		生徒割・幼児割			
	大規模校	中規模校	小規模校	普通科等	商業に 関する学科	工業に 関する学科	その他	本務職員	差分に係る 単価	普通科等	商業に 関する学科	工業に 関する学科	その他
高等学校(全日制)	5,481,000	4,567,500	3,654,000	393,500	472,200	787,000	590,200	4,439,600	2,219,800	69,100	82,900	138,200	103,600
高等学校 (定時制)	単独校	1,659,500		120,000	144,000	240,000	180,000	4,358,000	2,179,000	81,600	97,900	163,200	122,400
	併置校	829,700		120,000	144,000	240,000	180,000	4,358,000	2,179,000	81,600	97,900	163,200	122,400
中学校	6,934,800	5,779,000	4,623,200	684,500				4,169,800	2,084,900	116,500			
小学校	8,772,000	7,310,000	5,848,000	473,500				4,075,600	2,037,800	99,000			
幼稚園	学校法人立	4,034,000		223,000				2,434,600	－	24,100			
	学校法人 化志学園	2,823,800		156,100				1,704,200	－	16,800			

※ 学校割単価の各学校種の規模については、右表のとおり。

	小規模校	中規模校	大規模校
高等学校	300人未満	300人以上1600人以下	1600人超
中学校	100 〃	100 〃 900 〃	900 〃
小学校	300 〃	300 〃 750 〃	750 〃

※ 定員内実員とする。

特 別 補 助

高等学校・中学校・小学校

項 目		補助単価等	項 目		補助単価等
授業料減免	授業料減免制度整備促進補助	30万円(校)	40人学級編制推進補助		高等学校 60万円 中学校 20万円 小学校 10万円 (学級)
	授業料減免補助	家計状況:前年度の減免額(又は支給額)×2/3 家計急変:前年度の減免額(又は支給額)×10/10			
教育環境維持向上補助		別表のとおり	生徒実指補助	スクールカウンセラーの配置	40万円(校)
推進補助	外国人教員及び助手の採用	30万円(人)	全生 対 策 等 推 進 の 補 助	安全対応能力向上の取組	60万円(校)
	帰国子女等の受入れ	9万円(人)		事故対応能力向上の取組	30万円(校)
	教員海外派遣研修制度 整備促進補助	40万円(校)		体験学習等特色ある教育の取組補助	1事業につき12万円(校)
	海外留学制度整備促進補助	40万円(校)			
	海外留学に伴う授業料減免補助	前年度の減免額(又は支給額)×1/2			

幼稚園

項 目		補助単価等
地域教育事業補助		1事業につき30万円(園)
授業料減免	授業料減免制度整備促進補助	30万円(園)
	授業料減免補助	家計急変:前年度の減免額(又は支給額)×10/10
満3才児の受入れ補助		60万円(園)
		3,000円(人)
チーム保育推進補助		規 模 (園) 100人未満 15万円 100人以上200人未満 30万円 200人以上300人未満 50万円 300人以上400人未満 72万円 400人以上 92万円 ※定員内実員
推進全 生 対 策 等 助 成 の 補 助	安全対応能力向上の取組	30万円(園)
	事故対応能力向上の取組	10万円(園)
保育体験の受入れ補助		12万円(園)
学校関係者評価補助		30万円(園)

別表

教育環境維持向上補助 単価表

(単位:千円)

交付年度5月1日現在の都 内在住生徒数	補助 単価	交付年度5月1日現在の都 内在住生徒数	補助 単価	交付年度5月1日現在の都 内在住生徒数	補助 単価	交付年度5月1日現在の都 内在住生徒数	補助 単価
0 ～ 40	－	441 ～ 480	6,900	881 ～ 920	13,500	1,321 ～ 1,360	20,100
41 ～ 80	900	481 ～ 520	7,500	921 ～ 960	14,100	1,361 ～ 1,400	20,700
81 ～ 120	1,500	521 ～ 560	8,100	961 ～ 1,000	14,700	1,401 ～ 1,440	21,300
121 ～ 160	2,100	561 ～ 600	8,700	1,001 ～ 1,040	15,300	1,441 ～ 1,480	21,900
161 ～ 200	2,700	601 ～ 640	9,300	1,041 ～ 1,080	15,900	1,481 ～ 1,520	22,500
201 ～ 240	3,300	641 ～ 680	9,900	1,081 ～ 1,120	16,500	1,521 ～ 1,560	23,100
241 ～ 280	3,900	681 ～ 720	10,500	1,121 ～ 1,160	17,100	1,561 ～ 1,600	23,700
281 ～ 320	4,500	721 ～ 760	11,100	1,161 ～ 1,200	17,700	1,601 ～ 1,640	24,300
321 ～ 360	5,100	761 ～ 800	11,700	1,201 ～ 1,240	18,300	1,641 ～ 1,680	24,900
361 ～ 400	5,700	801 ～ 840	12,300	1,241 ～ 1,280	18,900	1,681 ～ 1,720	25,500
401 ～ 440	6,300	841 ～ 880	12,900	1,281 ～ 1,320	19,500	1,721 ～ 1,760	26,100

注)補助単価表に(校)・(園)とあるものは、1校・1園当たりの単価、(学級)は1クラス当たりの単価、(人)は生徒・幼児一人当たりの単価である。

第2章 東京都の私学助成

イ 補助実績

経常費補助は、昭和26年度に事業開始している。学校種ごとの経常費補助の実績等は、次表のとおりである。

＜表2-4＞補助実績

年 度 決算・予算		令和3	4	5	6	7
		決 算 額	決 算 額	決 算 額	予 算 額	予 算 額
高等学校 経常費補助	補助総額 (千円)	67,867,782	69,682,664	68,660,293	69,232,159	74,270,538
	補助実績 (校)	235	236	236	236	236
中学校 経常費補助	補助総額 (千円)	26,387,547	27,546,414	27,837,339	30,094,398	31,396,921
	補助実績 (校)	183	183	183	184	183
小学校 経常費補助	補助総額 (千円)	6,586,576	6,890,715	6,987,232	8,002,559	8,443,428
	補助実績 (校)	55	55	55	55	55
幼稚園 経常費補助	補助総額 (千円)	18,004,100	17,499,066	16,607,040	16,589,193	17,093,247
	補助実績 (園)	460	453	429	421	399
特別支援学校 等経常費補助	補助総額 (千円)	2,216,951	2,276,895	2,398,148	2,771,731	2,866,250
	特別支 援学校	補助実績 (千円)	407,360	415,583	421,801	417,184
		補助実績 (人)	233	234	235	230
	特別支 援学級 (小・ 中)	補助実績 (千円)	163,191	166,304	165,307	167,971
		補助実績 (人)	286	288	284	286
	幼稚園 等	補助実績 (千円)	1,646,400	1,695,008	1,811,040	2,186,576
		補助実績 (人)	2,100	2,162	2,310	2,789
通信制高等学 校経常費補助	補助総額 (千円)	113,569	116,413	128,438	128,438	144,773
	補助実績 (校)	8	8	8	8	8
合 計 (千円)		121,176,525	124,012,167	122,618,490	126,818,478	134,215,157

注1) 特別支援学校等経常費補助の補助実績は、上段から特別支援学校、特別支援学級を置く小・中学校、幼稚園等の実績である。

注2) 表示単位未満を四捨五入しているため、各補助の計と合計は一致しない場合がある。

ウ 補助の効果

経常費補助では、補助目的を達成するために、配分の基準や評価の項目において様々な要素を組み入れて、補助効果を最大にするよう努めている。ここでは経常費補助が大きな役割を果たしていると考えられるものを例示する。

① 学費の適正化

私立学校に通う児童生徒の修学上の経済的負担を軽減することは、経常費補助の大きな目的の一つである。このため、授業料や入学金等の納付金に関する評価項目を設定するとともに、その評価に重きを置いて各学校の補助金額に反映させている。

学費の適正化には、私立学校の経営努力はもとより、学費変更に係る事前相談等の都の指導が効果を上げているが、経常費補助金の配分上の仕組みが指導の効果を補完しているとみることができる。

② 教育条件の維持向上

学費の抑制と並んで、教育条件の維持向上も補助金の主目的の一つである。

経常費補助は、人件費・教育研究経費・管理経費・設備費を補助対象としており、教職員の給与水準の維持向上や教育環境の整備・充実等に充てるものとしている。

【私立学校助成審議会】

東京都私立学校助成審議会は、都条例に基づいて設置される知事の諮問機関で、都が学校法人に対して行う助成の適正化・効率化を図ることを目的に昭和33年に設置された。委員は、都議会議員5人、私立学校関係者5人、学識経験者5人の計15人で構成されている。任期は2年で、再任できることになっている。本審議会の所掌事項は、知事の諮問に応じ、補助金配分の基本方針、その他私立学校の振興助成に関する重要事項の審議である。

〔運営費補助〕

7 私立幼稚園教育振興事業費補助

【都単独事業】〔昭和62年度開始〕

私立幼稚園のうち、学校法人立幼稚園（志向園を含む。）には経常費補助金が交付されているが、この補助制度はそれ以外の私立幼稚園に対して行うものである。幼稚園運営費の一部を補助することにより、都民の幼児教育の場を確保するとともに、私立幼稚園の教育条件の維持向上並びにその経営の安定性及び健全性を高め、私立幼稚園の振興発展を図ることを目的としている。

配分方法については、私立幼稚園経常費補助に準拠している。

＜表2-5＞補助実績

年 度	令和3	4	5	6（予算）	7（予算）
補助総額(千円)	861,913	832,338	726,711	616,150	550,307
補助実績（園）	122	111	106	108	92

＜表2-6＞令和6年度一般補助・特別補助単価

一般補助単価		特別補助単価	
幼稚園割	933,500円	地域教育事業補助	300,000円（1事業当たり）
学級割	51,700円	授業料減免制度整備促進補助	300,000円（1園当たり）
本務教職員割	563,400円	授業料減免補助	前年度の減免額又は支給額の10／10
幼児割	5,600円	満3才児の受入れ補助	600,000円（1園当たり）＋満3才児園児数×3,000円
		安全対応能力向上の取組補助	300,000円（1園当たり）
		事故対応能力向上の取組補助	100,000円（1園当たり）
		保育体験の受入れ補助	120,000円（1園当たり）
		学校関係者評価補助	300,000円（1園当たり）

8 私立幼稚園特別支援教育事業費補助

【都単独事業】〔昭和58年度開始〕

私立特別支援学校等経常費補助が、学校法人立の幼稚園等に障害児が通園している場合に交付されるのに対し、障害児が学校法人立以外の私立幼稚園等に通園している場合に、運営費の一部を補助する。

＜表2-7＞補助実績

年 度	令和3	4	5	6（予算）	7（予算）
補助総額(千円)	488,432	582,352	575,456	687,568	614,656
補助実績（人）	623	743	734	877	784

9 私立専修学校教育振興費補助

【都単独事業】〔昭和59年度開始〕

私立専修学校の教育条件の維持向上及び生徒に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、経営の安定性及び健全性を高め、もって私立専修学校の振興発展を図ることを目的として、その運営費の一部を補助する。

補助対象は、私立専修学校の高等課程設置者とし、補助対象経費は、当該課程に係る経費のうち、教職員人件費及び教育研究関係経費である。

補助金の額は、学校数や生徒数に応じて配分する一般補助と学校の授業料減免実績等に基づき補助する特別補助との合計額である。

＜表2-8＞補助実績

年 度	令和3	4	5	6（予算）	7（予算）
補助総額（千円）	299,613	299,613	285,188	598,234	651,126
補助実績（校）	22	23	23	21	21

10 私立専修学校特別支援教育事業費補助

【都単独事業】〔平成15年度開始〕

私立専修学校の教育条件の維持向上及び経営の健全化を図るとともに、障害児（者）に対し、より幅広い教育の機会を提供し、就職促進を図るため、私立専修学校高等課程において特別支援教育を行っている場合に、その運営費の一部を補助する。

＜表2-9＞補助実績

年 度	令和3	4	5	6（予算）	7（予算）
補助総額（千円）	125,712	139,819	152,760	194,834	201,429
補助実績（人）	162	178	193	244	247

11 私立専修学校職業実践専門課程推進補助

【都単独事業】〔平成30年度開始〕

職業教育の質の向上を図り、多くの専門人材を育成する教育の推進を図るため、専修学校専門課程のうち、特に職業に関連した企業等との密接な連携を通じ、より実践的な職業教育を行っている職業実践専門課程に対し、補助を実施する。

第2章 東京都の私学助成

＜表2-10＞補助実績

年 度	令和3	4	5	6 (予算)	7 (予算)
補助総額 (千円)	254, 280	311, 260	375, 350	382, 860	371, 375
対象学校数 (校)	142	147	148	—	—
対象学科数 (課程)	523	522	527	—	—

＜表2-11＞職業実践専門課程認定数推移 (累計)

年 度	令和元	2	3	4	5
学校数	141	149	155	156	156
学科数	522	540	555	558	556

注1) 各年度の認定日現在

注2) 令和6年度認定数については、令和7年3月15日現在文部科学省審査中

12 私立外国人学校教育運営費補助

【都単独事業】 [平成7年度開始]

外国人学校の教育条件の維持向上及び外国人学校に在学する児童生徒に係る修学上の経済的負担の軽減を図ることを目的としている。

補助対象校は、都知事が認可した私立各種学校のうち、専ら外国人を対象とし、我が国の幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の課程に相当する課程を有する学校である。

補助対象経費は、教職員人件費及び教育研究関係経費である。補助金の額は、学校数及び生徒数に応じて配分する。

＜表2-12＞補助実績

年 度	令和3	4	5	6 (予算)	7 (予算)
補助総額 (千円)	80, 908	76, 668	79, 710	91, 335	89, 805
補助実績 (校)	16	16	16	16	16

〔施設・設備等補助〕

13 私立学校安全対策促進事業費補助

【都及び財団事業（一部国庫事業）】〔平成15年度開始〕

園児・生徒の安全を確保するために行う校舎等の耐震改築工事、耐震補強工事及び耐震診断に要する経費等の一部を補助するほか、建築士派遣などの耐震化普及啓発事業を実施する。また、アスベスト対策工事や天井・外壁等の非構造部材への耐震対策に要する経費等の一部を補助する。令和3年度からは、体育館における空調設備設置工事に要する経費等の一部も補助している。

なお、令和5年度からは生徒等の安全を確保するために必要な水、食糧等の災害備蓄品の更新経費の一部の補助を実施している。

＜表2-13＞補助実績

（単位：千円）

年 度		3	4	5	6（予算）	7（予算）
補助総額		1,633,529	1,211,602	1,888,315	1,866,929	1,760,918
内 訳	耐震診断	12,443	5,120	8,550	—	4,800
	耐震補強	307,715	215,341	232,550	142,175	38,333
	耐震改築	718,744	194,454	3,800	848,524	880,000
	幼稚園耐震化	—	—	—	—	—
	普及啓発	2,537	286	1,401	5,112	5,653
	アスベスト対策	10,813	238,692	11,177	45,533	15,447
	非構造部材	229,407	359,597	367,196	291,563	293,034
	防災力向上	—	—	224,380	400,167	387,060
	幼稚園等送迎バス等の安全対策	—	8,094	910,137	—	—
	保健衛生用品等	—	—	—	—	—
	空調設備	160,892	121,259	113,345	112,000	110,000
	その他	190,978	68,760	15,779	21,855	26,591

注）表示単位未満を四捨五入しているため、補助総額と内訳の合計は一致しない場合がある。

【参考】私立学校の耐震化状況（令和6年4月1日現在）

学種	全棟数	耐震化済	耐震化率
高等学校	1,020	996	97.6%
中学校	239	238	99.6%
小学校	137	137	100.0%
幼稚園	1,539	1,480	96.2%
合計	2,935	2,851	97.1%

14 私立学校省エネ設備等導入事業費補助

【財団事業】 [平成 21 年度開始] ※平成 27 年度までモデル事業

CO₂削減に取り組む私立学校を支援するため、東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）等が実施する「省エネ診断」（「省エネ現地アドバイス」を含む。）を受け、当該診断の結果を踏まえて省エネ設備等を導入する私立の幼稚園（幼保連携型認定こども園を含む。）、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び専修学校（高等課程）に対し、その経費の一部を補助する。

＜表 2-14＞補助実績

年 度	令和3	4	5	6（予算）	7（予算）
補助総額（千円）	1,269,163	2,483,898	2,168,768	2,062,494	2,062,868
補助実績（校）	169	201	206	—	—

15 私立学校デジタル教育環境整備費補助

【財団事業】 [平成 27 年度開始]

児童・生徒の学習への意欲や関心を高め、学力を向上させるとともに、これからの時代に求められる情報活用能力を育成することを目的に、私立小学校、中学校、高等学校におけるデジタル教育環境の整備に必要な経費の一部を補助している。

令和 4 年度からは、高等学校の一人 1 台端末整備を促進するため、端末整備に関する補助を拡充している。

＜表 2-15＞補助実績

年 度	令和3	4	5	6（予算）	7（予算）
補助総額（千円）	1,133,195	1,848,790	2,517,354	3,634,869	3,840,542
補助実績（校）	285	345	621	—	—

16 産業・理科教育施設設備整備費補助

【都単独事業（国庫支出金上乗せ単独補助）】 [昭和 57 年度開始]

産業教育振興法及び理科教育振興法に基づき、産業教育及び理科教育の振興を図るため、国と都が一定率を補助する。

補助の対象は、都内に小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校を設置する学校法人が行う産業教育及び理科教育の施設設備の整備等に要する経費、また理科の観察・実験を支援する補助員の配置に要する経費である。

なお、国庫補助に係る取りまとめの事務は、都で行っている。

＜表2-16＞補助実績

(単位：千円)

年 度		令和3	4	5	6 (予算)	7 (予算)
補助総額		31,543	60,691	35,819	54,972	38,945
内 訳	産 業	4,968	19,813	0	8,496	2,840
	理 科	26,575	40,878	35,819	46,476	36,105

17 私立幼稚園等環境整備費補助

【一部国庫事業】〔平成25年度開始〕

幼児教育の質の向上のため、遊具等環境整備を行う私立幼稚園等に対し、経費の一部を補助する。また、幼児教育の質の向上に資するためのICT化促進に要する経費の一部を補助している。

＜表2-17＞補助実績

年 度	令和3	4	5	6 (予算)	7 (予算)
補助総額 (千円)	360,301	395,200	284,486	147,268	125,088

18 認定こども園整備費等補助

【一部国庫事業】〔平成19年度開始（平成26年度までは、認定こども園運営費等補助）〕

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進を図るため、都が認可及び認定した私立の認定こども園に対して、区市町村が行う次の事業等について、その経費の一部を補助する。

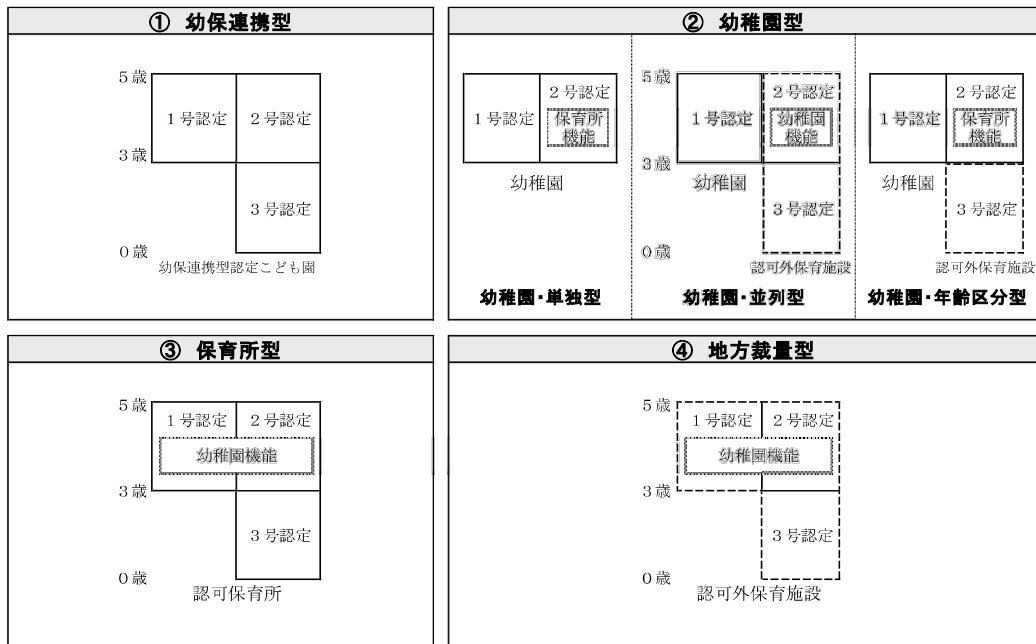
- ・ 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園の開設補助事業
- ・ 幼稚園型認定こども園における保育士等キャリアアップ補助

＜表2-18＞ 補助実績

年 度	令和3	4	5	6 (予算)	7 (予算)
補助総額 (千円)	610,057	994,858	388,825	484,505	579,866

第2章 東京都の私学助成

【参考】 認定こども園の類型



(注1) 1号認定：満3歳以上の小学校就学前の子供で2号認定以外の子供（教育標準時間利用の子供）
 2号認定：満3歳以上の小学校就学前の子供で保育を必要とする子供（保育短時間又は保育標準時間利用の子供）
 3号認定：満3歳未満の小学校就学前の子供で保育を必要とする子供（保育短時間又は保育標準時間利用の子供）
 (注2) 実線は「認可」部分 点線（太）は「認可外」部分 点線枠内は、新たに追加する「機能」

認定こども園数（令和6年4月1日現在）（単位：園）

		施設数
幼保連携型		61
幼稚園型	単独型	45
	年齢区分型	26
	並列型	—
保育所型		60
地方裁量型		8
合 計		200

注) 出典は、東京都福祉局 認定こども園認定施設一覧

19 私立専修学校教育環境整備費補助

【都及び財団事業】 [平成19年度開始]

私立専修学校の教育の充実と質的向上に資するため、私立専修学校の設置者が行う、専修学校の高等課程及び専門課程の教育に必要な教育設備や研究図書等のほか、専門課程の自己点検・自己評価及び第三者評価に要する経費の1/2以内を補助する。

＜表2-19＞補助実績

年 度	令和3	4	5	6（予算）	7（予算）
補助総額（千円）	369,303	355,580	351,477	522,977	526,616
補助実績（校）	329	335	325	—	—

注) 補助実績（校）は、延べ数である。

(参考) 私立学校の校庭等の芝生化

【執行委任事業】 [平成 20 年度開始]

環境局が実施する緑化施策、ヒートアイランド施策の一環として、都内私立学校の校庭等の芝生化を推進する。環境局から芝生化実証実験事業補助金の執行委任を受け、平成 20 年度は私立幼稚園、平成 21 年度からは私立幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の校庭等の芝生化に係る事業経費に対して補助を行っており、平成 27 年度からは本格実施している。

また、平成 21 年度から、芝生化実施後に必要な専門的維持管理作業に要する経費の一部についても補助を行っている。

〔その他補助〕**20 私立高等学校都内生就学促進補助**

【都単独事業】 [平成 14 年度開始]

都内公立中学校卒業生の高等学校への就学を促進するため、私立高等学校が行う都内公立中学生に対する就学促進と広く生徒募集等に係る広報活動の推進に要する経費の一部を補助する。

<表 2-20> 補助実績

年 度	令和3	4	5	6 (予算)	7 (予算)
補助総額 (千円)	442, 154	466, 439	457, 806	482, 790	485, 089
補助実績 (人)	23, 694	25, 098	24, 512	25, 410	25, 531

21 私立学校グローバル人材育成支援事業費補助

【財団事業】 [平成 25 年度開始]

私立学校におけるグローバル人材の育成に向けた取組を支援するため、私学財団が行う次の事業に要する経費の一部を補助する。

- ① 私立高等学校海外留学推進事業費補助 (私立高等学校が行う海外留学に参加する生徒に対し、参加費用の一部を補助。)
- ② 私立学校外国語指導助手活用事業費補助 (外国語教育の充実を図るため、J E T プログラム (語学指導を行う外国青年招致事業) を活用する私立中学校、高等学校に対し、その経費の一部を補助。)
- ③ 教員海外派遣研修事業費補助 (私立小学校、中学校、高等学校が、教員を海外研修に派遣した場合に、その経費の一部を補助。)
- ④ 私立高等学校外部検定試験料補助 (私立高等学校が英語の外部検定試験を行う場合、その試験の試験料相当額を補助)

第2章 東京都の私学助成

＜表2-21＞補助実績

年 度		令和3	4	5	6（予算）	7（予算）
補助総額（千円）		1,073,366	1,715,304	1,806,435	2,105,497	2,148,513
内 訳	私立高等学校海外留学推進	29,989	548,605	623,391	728,644	733,172
	私立学校外国語指導助手活用	782,492	869,811	871,828	1,011,734	1,025,058
	教員海外派遣研修	7,320	6,881	12,237	30,801	30,310
	私立高等学校外部検定試験料	253,565	290,007	298,979	334,318	359,973

22 私立幼稚園等施設型給付費負担金

【都負担事業】〔平成27年度開始〕

子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、幼稚園・認定こども園・保育所を通じた共通の給付制度である施設型給付が創設された。そのうち、新制度に移行した私立幼稚園等に対し、区市町村が支給する施設型給付費の一部を、都が負担する。

なお、令和元年度予算以降は、幼児教育無償化（令和元年10月1日から開始）に伴う影響による負担額を含んでいる。

＜図2-3＞施設型給付の構造



＜表2-22＞補助実績

年 度	令和3	4	5	6（予算）	7（予算）
補助総額（千円）	6,586,447	6,726,997	7,488,174	7,533,749	9,260,683

23 私立幼稚園等教育体制支援事業費補助

【一部国庫事業】〔令和3年度開始〕

私立幼稚園等に勤務する教職員等の処遇改善を図るため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、私立幼稚園等が行う処遇改善に係る経費の一部を補助する。

＜表2-23＞補助実績

年 度	令和3	4	5	6（予算）	7（予算）
補助総額（千円）	4,443	141,089	415,629	689,055	483,963
補助実績（園）	36	382	372	538	364

24 私立幼稚園等特色教育等推進補助

【一部国庫事業】〔平成27年度開始〕

私立幼稚園等における特色ある教育の取組み等を推進するため、新制度に移行した私立幼稚園等に対し、経常費補助等の特別補助として実施していた、幼児教育に関する知識・方法を地域住民のために提供する地域教育事業及び都内の高等学校又は中学校の生徒の保育体験の受入れ事業について、施設型給付費と別に補助する。

＜表2-24＞補助実績

年 度	令和3	4	5	6（予算）	7（予算）
補助総額（千円）	32,454	43,470	50,508	53,153	64,003
補助実績（園）	73	94	105	94	108

25 私立幼稚園等一時預かり事業費補助

【都負担事業】〔平成27年度開始〕

区市町村から一時預かり事業（幼稚園型）を受託し、家庭において保育を受けることが困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、幼児を一時的に預かる私立幼稚園等に対して、都がその経費の一部を負担する。

また、月単位で定期利用できる「一時預かり事業（緊急一時預かり）」を実施する私立幼稚園に対し、経費の一部を補助する。

＜表2-25＞補助実績

年 度	令和3	4	5	6（予算）	7（予算）
補助総額（千円）	1,268,576	1,526,511	1,765,313	1,804,684	2,069,745
補助実績（園）	245	277	316	—	—

注）緊急一時預かりの園数等を含む

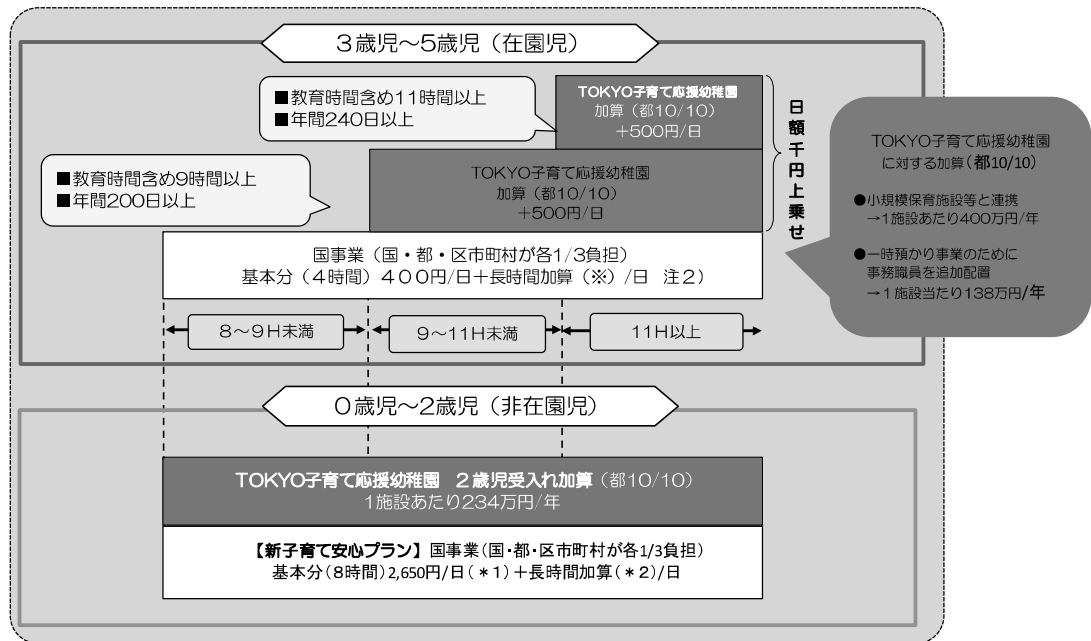
第2章 東京都の私学助成

【都単独事業】〔平成29年度開始〕

教育時間前後に1日4時間以上かつ平日5日間、年間200日以上 の預かり保育を実施する私立幼稚園を「TOKYO子育て応援幼稚園」と名付け、都が園児数に応じた上乗せ補助及び小規模保育施設等と連携し、卒園児受入れを行う場合の補助を実施している。

・TOKYO子育て応援幼稚園数：177園（15区23市1町）（令和7年3月1日現在）

＜図2-4＞私立幼稚園等一時預かり事業費及びTOKYO子育て応援幼稚園の補助内容



※超過時間が2時間未満150円、2時間以上3時間未満300円、3時間以上450円

※1 年間延べ利用幼児数が1,500人以上の場合。年間延べ利用幼児数が1,500人未満の場合は、基本分（8時間）2,250円/日

※2 年間延べ利用幼児数が1,500人以上の場合は、超過時間が1時間～3時間：330円～990円
年間延べ利用幼児数が1,500人未満の場合は、超過時間が1時間～3時間：280円～840円

注1）注釈のない場合は、在園児又は非在園児1人当たりの単価である。

注2）長期休業日以外の平日の適用基本単価

26 私立幼稚園預かり保育推進補助

【一部国庫事業】〔平成14年度開始〕

少子化の進展及び女性の社会進出、共働き家庭の一般化などに伴う保育ニーズの多様化対応のため、教育時間終了後2時間以上、教育時間開始前及び春・夏・冬期の長期休暇中に自園児を園内で過ごさせる「預かり保育」を実施する私立幼稚園等に対し、その運営費の一部を補助する。また、国の幼稚園における長時間預かり保育支援事業として、年間を通じて原則として開所時間が11時間を超える私立幼稚園が行う預かり保育に対し、区市町村が行う運営費補助事業について、その経費の一部を補助する。

＜表2-26＞補助実績

年 度	令和3	4	5	6（予算）	7（予算）
補助総額（千円）	986,337	949,118	965,664	881,916	915,874
補助実績（園）	501	482	471	445	443

注）園数は預かり保育推進補助の実績等である。

＜表2-27＞預かり保育に対する補助

	事業実施主体	補助形式	補助割合	対象施設	補助要件等
私立幼稚園等一時預かり事業費補助		国・都→区市町村(利用者所在)→園	国1/3、都1/3、区市町村1/3	幼稚園、認定こども園	教育時間前後4時間以上又は長期休業日等に預かり保育を実施する。
	TOKYO子育て応援幼稚園	区市町村 都→区市町村(利用者所在)→園	都10/10	幼稚園	原則として教育時間前後4時間以上(ただし教育時間を含めて9時間以上)かつ平日5日間、年間200日以上預かり保育を実施する。 また、1日11時間以上開所し、平日5日間、年間240日以上預かり保育を実施する園について、加算を行う。 さらに、小規模保育施設等と連携し、卒園児を受け入れている場合に補助を行う。
私立幼稚園預かり保育推進補助	都	都→園	都10/10	幼稚園、認定こども園	下記の預かり保育をいずれか又は複数実施する。 ・教育時間終了後:2時間又は3時間以上の預かり保育を開園日の半数以上 ・早朝:教育時間開始前に1時間以上の預かり保育を開園日の半数以上 ・春期休暇:4時間以上の預かり保育を5日以上 ・夏期休暇:4時間以上の預かり保育を15日以上 ・冬期休暇:4時間以上の預かり保育を4日以上

※私立幼稚園等一時預かり事業は区市町村が行う事業となるため、詳細な要件等は区市町村による。

27 私立学校教育振興資金融資利子補給

【財団事業】〔昭和56年度開始〕

私立学校における教育環境整備及び経営安定を図るための資金を長期・低利な条件で貸し付けている私学財団の銀行借入利息に対して、都は利子補給を行う。平成30年度貸付分より、銀行借入利息から学校への貸付利息を差し引いた金額を補助することとした。

＜表2-28＞貸付内容

	施設設備資金				運営資金		
資金の内容	・校舎等の教育上必要な施設の新増改築等に必要な経費 ・校地等の買収に必要な経費 ・教具等の設備整備に必要な経費				・学校の運営に必要な施設整備資金以外の経費		
融資期間	20年	15年	10年	7年	5年	3年	1年
金利種別	変動		固定		固定		
融資限度額 (定員によって異なる)	10億円				3,000万円～5,000万円		
償還方法	元金均等6か月賦						元金均等3か月賦

注) 貸付総額(令和5年度):28億6,480万円

＜表2-29＞補助実績

年 度	令和3	4	5	6(予算)	7(予算)
補助総額(千円)	234,484	198,710	175,072	224,003	250,560
補助実績(件)	12	12	16	—	—

(2) 保護者負担軽減に関する助成

〔私立高等学校等授業料軽減補助〕

私立高等学校等に通学している生徒の保護者の授業料の負担を軽減することにより、生徒の修学を容易にすることを目的とした補助である。

28 私立高等学校等就学支援金

【法定受託事務・国庫事業】〔平成22年度開始〕

私立高等学校等就学支援金は、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に基づき、都内私立の高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）、専修学校・各種学校（高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるもの）の生徒に対し、授業料について一定額を助成している。令和2年度からは、年収目安590万円未満の世帯については、全国の私立高校等の平均授業料を勘案した補助が行われている。令和7年度からは、全世帯を対象とし、所得制限なく補助を行っている（表2-30）。

【国庫事業】〔平成29年度開始〕

私立高等学校等学び直し支援金は、高等学校等を中途退学した者が再び学び直す場合に、高等学校等就学支援金の支給期間経過後も一定条件のもとで授業料の助成を行っている。令和7年度からは、全世帯を対象とし、所得制限なく補助を行っている。

【一部国庫事業】〔令和2年度開始〕

私立高等学校等専攻科支援金は、高等学校等専攻科に通う低所得世帯の生徒の授業料を軽減している。令和7年度からは、多子世帯について、所得制限なく補助を行っている。財源負担は、国1/2、都1/2となっている。

なお、私立高等学校等就学支援金、私立高等学校等学び直し支援金及び私立高等学校等専攻科支援金は学校設置者が代理受領する。

＜表2-30＞私立高等学校等就学支援金・私立高等学校等学び直し支援金・私立高等学校等専攻科支援金の支給額

世帯年収の目安	支給月額		
	就学支援金	学び直し支援金	専攻科支援金
270万円未満	(加算) 33,000円 (年額396,000円) ※家計急変世帯を含む	(加算) 24,750円 (年額297,000円) ※家計急変世帯を含む	35,600円 (年額427,200円) ※家計急変世帯を含む
270万円～ 350万円未満			17,800円 (年額213,600円) ※家計急変世帯を含む
350万円～ 590万円未満			35,600円 (年額427,200円) ※多子世帯のみ
590万円以上	(基準額) 9,900円 (年額118,800円)	(基準額) 9,900円 (年額118,800円)	

＜表2-31①＞補助実績（私立高等学校等就学支援金）

年 度	令和3	4	5	6（予算）	7（予算）
補助総額(千円)	20,956,499	20,700,054	19,582,350	23,529,086	23,191,369
補助実績(人)	84,264	83,039	79,428	96,210	90,340

※補助実績は、月平均受給者数である。

＜表2-31②＞補助実績（私立高等学校等学び直し支援金）

年 度	令和3	4	5	6（予算）	7（予算）
補助総額(千円)	32,111	34,646	35,214	48,708	42,523
補助実績(人)	261	252	268	281	291

※補助実績は、月平均受給者数である。

＜表2-31③＞補助実績（私立高等学校等専攻科支援金）

年 度	令和3	4	5	6（予算）	7（予算）
補助総額(千円)	6,889	8,704	4,325	14,525	12,603
補助実績(人)	18	24	11	41	31

※補助実績は、月平均受給者数である。

29 私立高等学校等就学支援金学校事務費補助

【都単独事業】〔平成23年度開始〕

私立高等学校等就学支援金の支給に伴う私立学校の事務負担を軽減するため、その経費の一部を補助する。

＜表2-32＞補助実績

年 度	令和3	4	5	6（予算）	7（予算）
補助総額（千円）	254,216	289,643	329,545	622,496	336,832
補助実績(設置者)	244	245	246	—	—

30 私立高等学校等特別奨学金補助

【財団事業（都内校：平成13年度～ 都外校：平成15年度～）】〔昭和48年度開始〕

都は、都内に居住する都内及び都外の私立高等学校、私立特別支援学校高等部、私立高等専門学校（第1～3学年）、私立中等教育学校後期課程及び私立専修学校高等課程に在学する生徒の保護者に助成している私学財団の「私立高等学校等授業料軽減助成金事業」に対し、補助を行っている。

平成30年度より、東京都認可の私立通信制高等学校も新たに補助の対象にするとともに、生徒が学校の指定する寮などに入り、都内から都外に移り住んだ場合も補助の対象とした。

令和2年度より、年収約910万円未満程度の世帯まで高等学校等就学支援金と合わせて都内私立高等学校平均授業料を勘案した額まで支援している。また、年収約910万円を上回る世帯でも、23歳未満の扶養する子が3人以上いる多子世帯に対して公立高校授業料額の半額相当を補助している。

令和6年度より、教育費負担が大きな負担となっている子育て世帯の経済的負担を等し

第2章 東京都の私学助成

く軽減できるよう、所得制限を撤廃している。

【都単独事業】〔令和3年度開始〕

東京都以外の自治体が認可している私立通信制高等学校の生徒の保護者に対する授業料補助として「私立都認可外通信制高等学校在学授業料助成金」を実施している。

令和6年度より、教育費負担が大きな負担となっている子育て世帯の経済的負担を等しく軽減できるよう、所得制限を撤廃している。

＜表2-33①＞補助実績及び補助単価（私立高等学校等授業料軽減助成金）

年 度		令和3		4		5		6（予算）		7（予算）	
		高等学校 （全日制課程・ 定時制課程）等	高等学校 （通信制課程）	高等学校 （全日制課程・ 定時制課程）等	高等学校 （通信制課程）	高等学校 （全日制課程・ 定時制課程）等	高等学校 （通信制課程）	高等学校 （全日制課程・ 定時制課程）等	高等学校 （通信制課程）	高等学校 （全日制課程・ 定時制課程）等	高等学校 （通信制課程）
補助 単 価 （円）	年収約590万円未満程度	71,000	—	73,000	—	79,000	—	88,000	—	94,000	—
	家計急変世帯	—	—	—	—	79,000	—	—	—	—	—
	年収約910万円未満程度	348,200	135,200	350,200	139,200	356,200	146,200	365,200	146,200	371,200	157,200
	多子世帯	59,400	59,400	59,400	59,400	59,400	59,400	—	—	—	—
	年収約910万円以上世帯	—	—	—	—	—	—	484,000	265,000	490,000	276,000
受 給 者 数 （人）	年収約590万円未満程度	24,990	—	25,211	—	22,890	—	25,879	—	23,409	—
	家計急変世帯	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	年収約910万円未満程度	32,357	439	33,443	476	32,461	471	34,352	500	28,208	461
	多子世帯	5,665	41	6,295	43	6,284	44	—	—	—	—
	年収約910万円以上世帯	—	—	—	—	—	—	83,243	4,893	93,785	2,058
	計	63,012	480	64,949	519	61,635	515	143,474	5,393	145,402	2,519
		63,492		65,468		62,150		148,867		147,921	
補助総額（千円）		12,041,676		12,680,076		13,043,573		56,608,219		60,213,964	

注1) 高等学校（全日制課程・定時制課程）等とは、高等学校（全日制課程・定時制課程）の他、特別支援学校高等部、高等専門学校（第1～3学年）、中等教育学校後期課程及び私立専修学校高等課程を指す。

注2) 補助総額には事務費を含む。

注3) 令和7年度の補助単価は予算上の単価であり、国の私立高等学校等就学支援金制度の変更に伴う執行単価とは異なる。

＜表2-33②＞補助実績及び補助単価（私立都認可外通信制高等学校在学授業料助成金）

年 度		令和3	4	5	6（予算）	7（予算）
補助 単 価 （円）	年収約590万円以上 年収約910万円未満程度	135,200	139,200	146,200	146,200	157,200
	多子世帯	59,400	59,400	59,400	—	—
	年収約910万円以上	—	—	—	265,000	276,000
受 給 者 数 （人）	年収約590万円以上 年収約910万円未満程度	2,752	3,041	3,416	3,783	3,772
	多子世帯	198	263	316	—	—
	年収約910万円以上	—	—	—	10,537	12,478
	計	2,950	3,304	3,732	14,320	16,250
補助総額（千円）		265,039	324,683	400,723	3,345,380	4,036,887

31 私立高等学校等奨学給付金事業費補助

【財団及び一部国庫事業】〔平成26年度開始〕

都は、授業料以外の教育費負担が大きい私立高等学校等の生徒を持つ低所得者層の世帯について、その費用負担の軽減を図るため、私学財団が実施する私立高等学校等奨学給付金助成事業に対し補助を行っている。

助成対象は、都内に居住する都内及び都外の私立高等学校（全日制・定時制・通信制）、中等教育学校後期課程、高等専門学校（1～3年生）、専修学校・各種学校（高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるもの）並びに私立高等学校、中等教育学校後期課程が設置する専攻科（大学への編入学基準を満たす課程又は国家資格者養成課程を有するもの）に在学する生徒の保護者である。令和7年度から、専攻科の補助対象を年収約380万円未満程度の世帯及び多子世帯（年収約600万円未満程度）に拡充している。なお、財源負担は、国1/3、都2/3となっている。

＜表2-34＞補助実績及び補助単価

区分		令和3		4		5		6(予算)		7(予算)	
		補助単価 (円)	受給者数 (人)	補助単価 (円)	受給者数 (人)	補助単価 (円)	受給者数 (人)	補助単価 (円)	受給者数 (人)	補助単価 (円)	受給者数 (人)
全日制等	生活保護世帯	52,600	393	52,600	345	52,600	475	52,600	415	52,600	350
	非課税世帯										
	第1子	129,600	4,898	134,600	4,699	148,600	5,250	144,600	4,985	152,000	4,655
	第2子以降	150,000	2,733	152,000	2,638	155,800	2,830	152,000	2,800	152,000	2,620
	家計急変世帯										
	第1子	129,600	189	134,600	128	148,600	260	144,600	210	152,000	135
通信制	第2子以降	150,000	108	152,000	68	155,800	140	152,000	120	152,000	75
	小計		8,321		7,878		8,955		8,530		7,835
	生活保護世帯	52,600	278	52,600	294	52,600	275	52,600	285	52,600	285
	非課税世帯										
	第1子	38,100	1,518	52,100	1,584	55,900	1,390	52,100	1,495	52,100	1,560
	第2子以降										
専攻科	家計急変世帯	38,100	21	52,100	23	55,900	25	52,100	25	52,100	20
	第2子以降										
	小計		1,817		1,901		1,690		1,805		1,865
	非課税世帯	50,100	7	52,100	8	55,900	10	52,100	10	52,100	10
	年収約380万円未満程度	-	-	-	-	-	-	-	-	10,420	0
	多子世帯 (年収約600万円未満程度)	-	-	-	-	-	-	-	-	10,420	3
小計			7		8		10		10		13
計(人)			10,145		9,787		10,655		10,345		9,713
補助総額(千円)			1,298,747		1,292,759		1,517,120		1,484,529		1,891,208

(注1) 通信制高等学校については、平成27年度から生活保護世帯についても支給対象とし、非課税世帯については、第1子と第2子以降の場合についても同額の補助単価となった。

(注2) 補助総額には、事務費含む。

(注3) 国の概算要求に基づき都の予算を積算しており、国の予算案で査定を受けた内容は都の予算に反映されていないため、令和7年度の都の予算上の対象人数は19,178人である。

＜表2-35＞保護者の年収目安と軽減額（28:就学支援金・30:特別奨学金・31:奨学給付金）

		授業料の負担軽減 ※1		授業料以外の負担軽減	学費全般の支援
		就学支援金(国)	授業料軽減助成金(都)	奨学給付金(都)	育英資金(都)
年収目安（モデル世帯） ※2	約590万円以上	118,800 円	371,200 円		世帯の条件によって 利用可能な貸付制度 420,000 円
	約590万円 ～ 約270万円	396,000 円		94,000 円	
	約270万円未満 住民税が「非課税」又は 「均等割」のみの世帯 生活保護世帯			152,000 円 52,600 円	

※1 就学支援金と授業料軽減助成金の支給総額は、490,000円の範囲内で在学校の授業料（保護者が負担した金額）が上限となる。

※2 年収目安は、保護者1人のみ給与収入がある4人世帯（夫婦と子2人）をモデルとした場合。
年収は目安であり、区市町村民税課税標準額等に基づき審査を行う。

32 私立中学校等特別奨学金補助

【財団事業】 [令和5年度開始]

都は、都内に居住する都内及び都外の私立中学校、特別支援学校中等部、中等教育学校前期課程、義務教育学校後期課程に通う生徒の保護者に、授業料の一部を助成する私学財団の「私立中学校等授業料軽減助成金事業」に対し補助を行っている。

令和6年度より、義務教育期間でありながら、多くの生徒、保護者から私立中学校の教育が選ばれていることを踏まえ、私立中学校を選択するどのような家庭においても経済的負担を等しく軽減できるよう、所得制限を撤廃している。

＜表2-36＞補助実績及び補助単価

年 度	令和5	6（予算）	7（予算）
補助単価（円）	100,000	100,000	100,000
補助総額（千円）	1,826,192	8,084,487	8,578,074
補助実績（人）	14,387	70,771	75,669

（注）補助総額には、事務費含む。

33 私立高等学校定時制及び通信教育振興奨励費補助

【財団事業（平成23年度～）】 [昭和59年度開始]

生徒の修学条件の改善を図るため、都内に私立高等学校定時制課程又は通信制課程を設置し、かつ、当該課程に在学する勤労生徒に対し教科書及び学習書給与事業を実施している学校法人に対し、その事業に要した費用の一部を補助する。

＜表2-37＞補助実績

年 度	令和3	4	5	6（予算）	7（予算）
補助総額（千円）	1,526	1,680	1,381	1,978	2,146
補助実績（校）	2	2	2	—	—

34 私立高等学校等入学支度金貸付利子補給

【財団事業】 [昭和43年度開始]

私立高等学校等に入学する生徒の保護者の負担を軽減するため、入学支度金の無利息貸出を行っている私立高等学校、私立中等教育学校後期課程、私立特別支援学校高等部、私立高等専門学校、私立専修学校高等課程（3年制課程）に対し、貸出原資を貸し付けている。都は、平成11年度から私学財団が私立高等学校等へ貸し付けるために銀行から借り入れた原資に対し、利子補給を行っている。

なお、生徒1人当たりの貸付金額は25万円となっている。

＜表2-38＞貸付実績

年 度	令和3	4	5	6（予算）	7（予算）
貸付人数（人）	434	405	407	960	960
貸付額（千円）	105,200	99,400	99,250	240,000	240,000
補助総額（千円）	6,099	7,249	5,956	—	—

（注）補助総額には、事務費含む。

35 私立幼稚園等施設等利用費負担金

【都負担事業】 [令和元年度開始]

令和元年10月からの幼児教育の無償化の実施に伴い、子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園等に通う園児保護者の負担軽減のため、区市町村が行う負担軽減事業の経費について、国制度単価に係る都負担分（1/4）を補助している。

また、預かり保育の国制度単価に係る都負担分（1/4）を補助している。

<表2-39>補助実績

年 度	令和3	4	5	6（予算）	7（予算）
補助総額（千円）	8,457,327	7,760,146	6,922,396	6,762,450	5,659,233
補助実績（人）	118,294	110,769	99,106	98,249	83,642

36 私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助

【都単独事業】 [昭和47年度開始]

私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助は、都内区市町村が行う保護者負担軽減事業に対してその経費の一部を補助している。

なお、区市町村が行う事業のうち、都が補助の対象とする者は、次のとおりである。

- ・ 私立幼稚園及び幼稚園類似の幼児施設に在籍する幼児の保護者
- ・ 子ども・子育て支援新制度へ移行した私立幼稚園及び認定こども園等に在籍する幼児の保護者

令和元年10月からは、国の幼児教育無償化を踏まえ、都の保護者負担軽減事業を再編し、全ての世帯が都内平均保育料相当額まで支援を受けられるよう、独自に補助を行っている。

なお、年収約270万円以下の世帯等については、幼児教育の無償化前から国の補助と合わせて都内平均保育料相当額を超える負担が軽減されていたため、無償化後も同水準の保護者負担軽減補助を行えるよう補助単価を見直している。

【都負担事業】 [平成27年度開始]

実費徴収に係る補足給付を行う事業は、私立幼稚園等に在籍する年収約360万円以下の世帯及び小学校第3学年修了前子ども等が同一の世帯に3人以上いる世帯の幼児の保護者（教材費・行事費等は生活保護世帯に属する私立の特定教育・保育施設に在籍する小学校就学前子どもの保護者）を対象に都内区市町村が行う保護者負担軽減事業に対し、給食費54,000円、教材費・行事費等30,000円のうち都負担分（1/3）を補助しており、福祉局が行う東京都子供・子育て支援交付金の一部として実施している。

＜表2-40＞補助実績

(単位：千円、人)

年 度		令和3	4	5	6 (予算)	7 (予算)
私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助	補助総額	2,993,396	2,780,270	2,682,783	3,046,067	3,668,907
	対象延幼児数	1,420,859	1,322,391	1,218,072	1,293,336	1,198,768
東京都子供・子育て支援交付金（実費徴収に係る補足給付を行う事業）	補助総額	96,527	92,640	84,385	147,495	140,752
	対象延幼児数	96,755	92,834	82,899	94,404	88,164

注）私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助の補助総額及び対象延幼児数には、保育所等利用多子世帯負担軽減事業及び地域における小学校就学前の子供を対象とした多様な集団活動事業の利用支援を含む。

＜表2-41＞園児一人当たり補助単価

(単位：円)

区 分		世帯収入目安	第1子	第2子	第3子以降
I	生活保護世帯、 区分Ⅱのうちひとり親世帯等	～270万円	74,400	74,400	74,400
II	区市町村民税所得割非課税世帯、 区分Ⅲのうちひとり親世帯等		38,400		
III	区市町村民税所得割77,100円以下の世帯	～360万円	21,600	21,600	67,200
IV	区市町村民税所得割211,200円以下の世帯	～680万円			
V	区市町村民税所得割256,300円以下の世帯	～730万円			
VI	上記区分以外の世帯	731万円～			

37 私立専修学校授業料等減免費用負担金

【一部国庫事業】〔令和2年度開始〕

「大学等における修学の支援に関する法律」に基づき、修学支援新制度の対象機関（機関要件の確認大学等）となっている専修学校（専門課程）に在学する生徒のうち、特に優れた者であり、かつ、以下の要件のいずれかに該当する者へ授業料及び入学金の減免を行った専修学校に対し補助を行う。

なお、財源負担は、国 1/2、都 1/2 となっている。

- ・多子世帯の生徒（三人以上の子等の生計維持者に生計を維持されている子等である者）
- ・低所得世帯の生徒（生徒及びその生計維持者に授業料等の負担を求めることが極めて困難な状況にある者）

＜表2-42＞補助実績

年 度	令和3	4	5	6 (予算)	7 (予算)
補助総額(千円)	5,243,158	5,515,528	6,639,860	6,780,441	7,654,566

第2章 東京都の私学助成

＜表2-43＞修学支援の対象機関として機関要件の確認を行った学校の数

年 度	令和2	3	4	5	6
学 校 数	230校	236校	244校	249校	247校

＜表2-44＞授業料等減免の上限額（年間）（単位：円）

減免額算定基準額	授業料	入学金
100円未満 （世帯年収約270万円未満）	590,000	160,000
100円以上～25,600円未満 （世帯年収約300万円未満）	393,400	106,700
25,600円以上～51,300円未満 （世帯年収約380万円未満）	196,700	53,400
51,300円以上～154,500円未満 （世帯年収約600万円程度。但し、 理工農系学科の生徒に限る。）	147,500	40,000

注1） 減免額算定基準額は市町村民税の所得割の課税標準額×6％-（調整控除の額+税額調整額）

※政令指定都市に市民税を納税している場合は（調整控除の額+税額調整額）に3/4を乗じた額

注2） 世帯年収は両親・本人・中学生の4人世帯の場合の目安であり基準を満たす年収は家族構成により異なる。

注3） 多子世帯の生徒の場合、世帯年収にかかわらず上限額（授業料：590千円・入学金：160千円）が適用される。

38 私立学校被災生徒等受入支援事業費補助

【一部国庫事業】〔平成23年度開始〕

東日本大震災及び大規模災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。）に基づき、激甚災害（本激）に指定された災害（地震は最大震度が7であるものに限る。）のうち、文部科学大臣が支援を行うことが必要と認める災害をいう。）により被災し、都内の私立学校に通う園児・児童・生徒の保護者の経済的な負担を軽減し、就学を支援する。

事業項目としては、被災した生徒の保護者に対し、授業料等の減免措置を行う場合において、学校の経費を補助するもの（「私立学校被災生徒等授業料等減免補助」及び「私立専修学校・各種学校被災生徒等授業料等減免補助」と、学用品や修学旅行費等について、保護者に対し直接給付するもの（「私立学校被災生徒等臨時支援金」）がある。

前者のうち、「私立学校被災生徒等授業料等減免補助」は、都内の私立幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校（全日制・定時制）、特別支援学校の設置者を対象とする（大規模災害対応分については、幼稚園及び幼保連携型認定こども園は対象外。）。一方、「私立専修学校・各種学校被災生徒等授業料等減免補助」は、都内の私立専修学校及び各種学校の設置者を対象とする。

後者の「私立学校被災生徒等臨時支援金」は、都内の私立幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校、専修学校（高等課程）に通う園児・児童・生徒の保護者を対象とする。

なお、大規模災害で被災した生徒の保護者に対する支援については、原則として当該大規模災害が発生した当該年度のみとしている。また、「私立学校被災生徒等授業料等減免補助」及び「私立専修学校・各種学校被災生徒等授業料等減免補助」については、国の方針を踏まえ、令和3年度より東日本大震災による被災者への支援は原子力災害による被災者に限って継続することとした。

＜表2-45＞補助実績

（単位：千円、校）

事業項目	令和3		4		5		6（予算）		7（予算）	
	補助総額	補助実績	補助総額	補助実績	補助総額	補助実績	補助総額	補助実績	補助総額	補助実績
私立学校被災生徒等臨時支援金	269	4	362	4	171	1	171	1	171	1
私立学校被災生徒等授業料等減免補助	262	1	262	1	753	1	872	1	872	1
私立専修学校・各種学校被災生徒等授業料等減免補助	0	0	0	0	1,178	2	605	1	599	1

(3) 教職員の福利厚生等に関する助成

39 私立学校退職手当補助

【財団事業】 [昭和41年度開始]

私立学校等の設置者（会員）が負担する教職員退職資金の掛金を軽減するため、私学財団の行う退職資金交付事業に対して補助する。補助額は掛金負担額（標準給与月額 $\times$ 110/1000）のうち、36/1000相当額である。（*平成17年4月から適用）

＜表2-46＞補助実績

年 度	令和3	4	5	6（予算）	7（予算）
補助総額（千円）	4,076,106	4,072,114	4,066,100	4,219,019	4,226,700
補助実績（件）	29,413	29,198	28,925	—	—

40 私立学校教職員共済費補助

【日本私立学校振興・共済事業団事業】 [昭和29年度開始]

学校法人等の設置者及び教職員が負担する掛金等を軽減するため、日本私立学校振興・共済事業団が行う年金等給付事業に対して補助する。補助額は設置者及び教職員のそれぞれの加入者保険料負担額（標準報酬月額 $\times$ 163.89/1000（4月～8月）又は167.43/1000（9月～3月）（令和6年度））のうちの4/1000ずつ、合わせて8/1000相当額である。

＜表2-47＞補助実績

年 度	令和3	4	5	6（予算）	7（予算）
補助総額（千円）	1,729,445	1,757,006	1,940,353	1,980,583	2,027,482

41 私立学校教育研究費補助

【財団事業】 [昭和25年度開始]

教職員の資質の向上及び私学団体の行う研修・研究事業の充実のため、私学財団が行う次の事業に要する経費の一部を補助する。

- ① 学校研究助成事業：教職員の教育研究活動に対する助成事業
 - ア 個人研究 1課題 10万円以内
 - イ 団体研究 1課題 20万円以内
- ② 研修研究事業：教職員等を対象とした研修研究事業
 - ア 私学財団が主催で行う職層別及び課題別研修
 - イ 私学団体との共催による研修研究事業

＜表2-48＞補助実績

年 度	令和3	4	5	6（予算）	7（予算）
補助総額（千円）	68,492	70,136	69,813	72,905	72,905

(4) 育英資金

42 育英資金事業 [昭和29年度開始]

育英資金事業費補助【財団事業（平成17年度～）】

都の育英資金貸付制度は、都内に居住する者で、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校、又は専修学校（高等課程・専門課程）に在学し、勉学意欲がありながら経済的理由により修学困難な者に対し、奨学金を貸し付けることにより、教育を受ける機会の拡充に寄与し、もって社会に貢献し得る人材の育成に資することを目的としている。

平成17年度に、日本学生支援機構（旧 日本育英会）が実施してきた国の高校奨学金事業が段階的に都道府県に移管されたことを機に、都の育英資金貸付事業全体を再構築し、事業実施主体を都から私学財団に移した上で、都は事業実施に必要な支援を行うこととした。

平成17年3月31日までに都が採用した奨学生については、奨学金の返還が終了するまで引き続き都が対応する。なお、平成20年度に都の貸付事業は終了した。

奨学生の採用に関する制度の概要及び貸付実績の推移は、次のとおりである。

＜表2-49＞借受資格

1	申込者（本人）が高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程・専門課程）に在学していること（高等専門学校、専修学校（専門課程）は都内の学校に限る。）。
2	申込者と申込者を扶養する者がともに、貸付を開始する月の初日に都内に住所を有していること（一部例外あり）。
3	申込者に勉学意欲があり、経済的理由により修学が困難であること。
4	申込者が同種の資金を他から借り受けていないこと（給付型や保護者が借り受けるものを除く）。
5	同一学校種等で、申込者が過去に東京都育英資金を借り受けていないこと。
6	別に定める要件（年齢、職業等）を備えた連帯保証人2名（申込時1名、貸付終了時1名追加）を立てられること。
7	日本国籍がない場合は、在留資格が「特別永住者」「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」のいずれかであること。
8	申込者が大学院に在学したことがないこと。
9	申込者が最長返還期間の末日に満65歳を超えないこと。

第2章 東京都の私学助成

＜表2-50＞制度概要

貸	採用及び募集形態	在学採用	貸付対象の学校に在学する者に対して募集を行い、奨学生として採用する形態 ＜対象学校種別：高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程・専門課程）＞			
			募集形態	募集時期	説 明	
			一般募集	4～5月	4月下旬から5月にかけての各学校が指定する期間。	
			特別募集	随時	不慮の災害又は生計維持者の失職、病気、死亡等により、年度途中で家計が急変し、経済的に修学が困難になった者を対象とする。	
付	貸付月額	予約採用	貸付対象の学校に進学する前の中学校3年生を対象に採用候補者として登録し、翌年4月に進学先の在学確認を経て正式に奨学生として採用する形態 ＜対象学校種別：高等学校、専修学校（高等課程）＞			
			募集形態	募集時期	説 明	
			予約募集	5～9月	5月下旬から9月上旬にかけての各学校が指定する期間。 翌年4月に高等学校又は専修学校（高等課程）に入学予定の中学校3年生を対象とする。	
貸付月額			貸付月額 （円）	収入限度額 （万円）	一部の学校種別には、交通遣児等について、貸付月額の増額制度がある。 収入限度額は令和5年度一般募集における標準的4人世帯の場合の目安額 金額は給与所得者の場合で年間総収入金額(源泉徴収票等の「支払金額」)である。また、（ ）は給与所得以外で収入金額から必要経費等を引いた金額(確定申告等の所得金額)である。	
	高等学校	国公立	18,000	790（330）		
		私 立	35,000	842（367）		
	高等専門学校	国公立	18,000	802（339）		
		私 立	35,000	877（391）		
	専修学校 （高等課程）	私 立	35,000	842（367）		
		専修学校 （専門課程）	国公立	45,000		909（423）
	私 立		53,000	978（492）		
	貸付方法					
	貸付期間					
利息						
返還	返還方法					
	返還期間					
	連帯保証人					
	返還猶予					
	返還免除					

＜表2-51＞貸付実績

(単位：千円、人)

年 度		令和3	4	5	6(予算)	7(予算)
貸付額		857,103	792,976	723,105	841,404	790,584
貸付人員		2,135	1,962	1,815	2,060	1,930
人員 内 訳	高校・高専	1,874	1,700	1,616	1,760	1,650
	専修(高等)	91	106	104	118	106
	専修(専門)	170	156	95	151	147
	その他	0	0	0	31	27

第2章 東京都の私学助成

(5) 国の直接補助

私立学校に対する補助は、これまで述べた補助の他に、国から直接学校に交付される補助等がある。主な補助は次表のとおりである。

＜表2-52＞国の主な直接補助（令和6年度）

対象事業			事業の目的			交付対象	補助対象学校種													令和5年度補助実績		補助率	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
							高校		高等専門学校	中学校	小学校	幼稚園等				専修学校			各種学校																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
							全日制	定時制				認可園等※1		施設型給付園	類似施設	特別支援学校	専門課程	高等課程																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
												個人立等	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												

注) ※1 施設型給付を受ける施設を除く。

※2 上表の国庫補助金は、都が窓口となっているが、表中、「補助対象学校種」欄※2印の学校種については、文部科学省が直接窓口となっている。

※3 令和3年度まで対象。

3 私学助成の動向と課題

(1) 国の令和7年度予算

令和7年度政府予算は、令和6年度経済対策・補正予算と合わせて「賃上げと投資が牽引する成長型経済」へ移行するための予算として編成された。

一般会計歳出は、115兆5,415億円（6年度当初予算比2.6%増）であり、文部科学省所管予算のうち文教関係予算は、4兆1,218億円（6年度当初予算比1.6%増）であった。そのうち私立高等学校等経常費助成費等補助は1,014億円で前年度比約2億円の増となっている。

<表2-53>文部科学省所管予算(文教関係)

（単位：億円、％）

項 目	令和7年度	令和6年度	増△減
文 教 関 係 予 算 合 計	41,218	40,563	655 (1.6)
うち義務教育費国庫負担金	16,210	15,627	583 (3.7)
育 英 事 業 費	962	974	△ 12 (△1.2)
私立大学等経常費補助	2,979	2,978	1 (0.0)
私立高校等経常費助成費等補助	1,014	1,012	2 (0.2)
高等学校等就学支援金	4,048	4,063	△ 15 (△0.4)

第2章 東京都の私学助成

(2) 都の令和7年度予算

「不確実性が高まる社会情勢の中、『成長』と『成熟』が両立した持続可能な都市の実現に向けて、全ての人が輝く東京の未来を切り拓く予算」と位置付け、次の点を基本に編成された。

- 1 東京のポテンシャルを最大限活かし、「ダイバーシティ」、「スマート シティ」、「セーフ シティ」の3つのシティを進化させ、「世界で一番の都市・東京」の実現に向けた施策を積極的かつ着実に展開すること
- 2 都民が実感できるクオリティ・オブ・サービスを向上させるため、DXなど新たな視点で業務の見直しを進め、持続可能な執行体制の構築を図りつつ、無駄を一層無くす取組を強化し、強靱で持続可能な財政基盤を堅持すること

一般会計の予算規模は、前年度に比べ8.3%増の9兆1,580億円であり、このうち一般歳出は6兆8,978億円で前年度に比べ8.3%の増となっている。一般会計に特別会計と公営企業会計を合わせた都全体の予算規模は、17兆8,497億円となり、前年度と比べ、7.8%の増となった。

歳入面では、都税収入は6兆9,296億円で前年度に比べ8.5%の増となった。

私学助成予算全体では、約2,831億円と前年度に比べ、約144億円、5.4%の増となり、うち経常費の予算は、約1,342億円と前年度に比べ、約74億円、5.8%の増となっている。

<表2-54>東京都予算

(単位：億円、%)

区 分		令和7年度	令和6年度	増減額	増減率
一 般 会 計		91,580	84,530	7,050	8.3
	うち 一 般 歳 出	68,978	63,702	5,276	8.3
	経 常 経 費	57,367	52,983	4,384	8.3
	投 資 的 経 費	11,611	10,719	892	8.3
特 別 会 計(18会計)		66,993	61,908	5,085	8.2
公営企業会計 (9会計)		19,924	19,146	778	4.1
合 計 (28会計)		178,497	165,584	12,913	7.8

注1) 一般歳出とは、一般会計から、公債費と特別区財政調整会計繰出金や地方消費税交付金など税の一定割合を区市町村に交付する経費などを除いた額である。

注2) 表2-54の各費目の金額の算出については、小数点第一位を四捨五入したため、各費目の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

＜表2-55＞東京都一般会計予算と教育関係予算の推移（当初予算）

（単位：百万円）

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
一 般 会 計	7,425,000 (100) 1.0%	7,801,000 (105) 5.1%	8,041,000 (108) 3.1%	8,453,000 (114) 5.1%	9,158,000 (123) 8.3%
教 育 費	863,695 (100) △ 0.4%	875,898 (101) 1.4%	896,484 (104) 2.4%	1,009,413 (117) 12.6%	1,047,801 (121) 3.8%
学 務 費	235,683 (100) 0.1%	239,632 (102) 1.7%	243,336 (103) 1.5%	298,853 (127) 22.8%	317,073 (135) 6.1%
私 学 助 成	209,269 (100) 0.1%	211,219 (101) 0.9%	217,307 (104) 2.9%	268,698 (128) 23.6%	283,073 (135) 5.3%
高 等 学 校 経 常 費 補 助	66,790 (100) 0.0%	67,071 (100) 0.4%	67,023 (100) △ 0.1%	69,232 (104) 3.3%	74,271 (111) 7.3%
中 学 校 経 常 費 補 助	27,000 (100) 2.2%	27,725 (103) 2.7%	28,779 (107) 3.8%	30,094 (111) 4.6%	31,397 (116) 4.3%
小 学 校 経 常 費 補 助	7,138 (100) 1.4%	7,305 (102) 2.3%	7,679 (108) 5.1%	8,003 (112) 4.2%	8,443 (118) 5.5%
幼 稚 園 経 常 費 補 助	18,039 (100) △ 2.1%	17,512 (97) △ 2.9%	16,701 (93) △ 4.6%	16,589 (92) △ 0.7%	17,093 (95) 3.0%
高 等 学 校 等 特 別 奨 学 金	16,157 (100) 0.2%	14,290 (88) △ 11.6%	14,176 (88) △ 0.8%	59,954 (371) 322.9%	64,251 (398) 7.2%
幼 稚 園 等 保 護 者 負 担 軽 減	3,756 (100) △ 4.8%	3,576 (95) △ 4.8%	3,243 (86) △ 9.3%	3,194 (85) △ 1.5%	3,810 (101) 19.3%
そ の 他	70,389 (100) △ 0.0%	73,740 (105) 4.8%	79,706 (113) 8.1%	81,632 (116) 2.4%	83,808 (119) 2.7%
育英資金事業費補助	253 (100) 1.2%	266 (105) 5.1%	240 (95) △ 9.8%	242 (96) 0.8%	266 (105) 9.9%

注1) 表中（ ）内数値は令和3年度を100とした指数であり、％は対前年度伸び率である。

注2) 百万円単位で四捨五入しているため、私学助成総額と内訳の合計は一致しない場合がある。

(3) 私学助成の課題

私立学校が公教育に果たしている役割の重要性を考慮し、都では様々な私学助成策を講じているが、その際に配慮すべき課題の一つとして公私間格差の是正がある。

ア 学校運営に対する公費（私費）負担における公私間格差

公私間格差については様々な考え方があるが、一例として、都内の私立高等学校（全日制）と都立高等学校（全日制）の学校運営費に対する公費負担について、生徒1人あたりに換算し比較してみる。

都内の私立高等学校（全日制）については、経常費補助金を公費負担と捉えた場合、令和5年度は生徒1人当たり416,365円となっている。

一方、都立高等学校（全日制）は令和5年度の生徒1人当たりの学校運営費1,117,579円から平年度換算した入学金1,883円（注1）を除いた1,115,696円が公費負担分となり、都立高校における生徒1人あたりの公費負担分は、私立の約2.7倍となっている。

したがって私立高校においては、公費だけでは不足する運営経費を授業料で賄わざるを得ず、その分保護者の負担は大きくなってしまふ。

イ 保護者負担における公私間格差

次に、保護者負担の観点から、令和6年度における授業料等学校への初年度納付金について、公私の比較をした場合、下表のとおりとなっている。

＜表2-56＞令和6年度 高等学校（全日制）授業料等初年度納付金の公私比較 （単位：円）

	授業料	入学金	施設費等	合計 ^(注2)	就学支援金等 ^(注3)	実質負担額
私立	489,343	254,131	227,554	971,469	484,000	487,469
都立	118,800	5,650	—	124,450	118,800	5,650

表2-56のとおり都立高校は施設費等がなく、授業料をすべて就学支援金等で賄うことができるため、少ない負担で進学できる。

そこで、都は都立高校との公私間格差を解消するため、国の就学支援金と都の特別奨学金を合わせて、都内私立高校平均授業料まで支援し、私立学校に通う生徒の保護者負担の軽減に取り組んできた。

それにより、私立高校に進学するための施設費等を含めた実質負担額は、年間97万円余から約49万円に軽減された。加えて、都は授業料以外の負担を軽減する奨学給付金、育英資金、入学支度金貸付など幅広い施策を総合的に活用し、私立学校に通う生徒の保護者負担の軽減を図っている。

- 注1) 都立高等学校(全日制)の納付金については、入学時に支払う入学金5,650円のための、平年度換算し1,883円として見込んでいる。
- 注2) 表2-56の各費目の金額の算出については、小数点第一位を四捨五入したため、各費目の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。
- 注3) 就学支援金等は、私立においては、私立高等学校等就学支援金と私立高等学校等特別奨学金補助の合算額484,000円を、公立においては、高等学校等就学支援金又は授業料減免制度により118,800円を保護者負担軽減分として支給することを想定。